

第 3 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

9 月 1 1 日

令和元年第3回座間味村議会定例会会議録					
招 集 年 月 日		令 和 元 年 9 月 1 1 日			
招 集 場 所		座 間 味 村 議 会 議 場			
開 散 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和元年9月11日 午前10時00分 議長宣言			
	散 会	令和元年9月11日 午後3時31分 議長宣言			
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名	
	1 番	宮 平 譲 治	6 番	宮 平 清 志	
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克	
	3 番	垣 花 太 郎			
	5 番	中 村 勇			
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名	
会 議 録 署 名 議 員	5 番	中 村 勇	6 番	宮 平 清 志	
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	教 育 課 長	中 村 悟	
	副 村 長	宮 平 真由美	船舶・観光課長	糸 嶺 直 生	
	教 育 長	中 村 光 男			
	総務・福祉課長	宮 平 壮一郎			
	産業振興課長	松 田 力			
	会 計 課 長	垣 花 健			

令和元年第3回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（令和元年9月11日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		一般質問
6		提出議案の説明（認定第1号から認定第8号まで）
7	認 定 第 1 号	平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について
8	認 定 第 2 号	平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
9	認 定 第 3 号	平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
10	認 定 第 4 号	平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について
11	認 定 第 5 号	平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
12	認 定 第 6 号	平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
13	認 定 第 7 号	平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
14	認 定 第 8 号	平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
15		提出議案の説明（議案第35号から議案第53号まで）
16	議 案 第 3 5 号	令和元年度座間味村一般会計補正予算（第3号）について
17	議 案 第 3 6 号	令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
18	議 案 第 3 7 号	令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
19	議 案 第 3 8 号	令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
20	議 案 第 3 9 号	令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
21	議 案 第 4 0 号	令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
22	議 案 第 4 1 号	令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
23	議 案 第 4 2 号	令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和元年第3回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 中村 勇議員及び6番 宮平清志議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定の件について議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの2日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から9月12日までの2日間と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りした報告のとおりであります。朗読は省略させていただきます。

諸 般 の 報 告

令和元年6月23日～令和元年9月12日

6月23日	慰霊の日 式典参加 議長
6月24日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
6月25日	例月出納検査（一般会計）
7月 4日	沖縄県中部地区町村議会議長会 行政視察
7月 5日	沖縄県中部地区町村議会議長会 行政視察
7月12日	県産品奨励月間要請
7月23日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
7月24日	例月出納検査（一般会計）
8月 2日	管理者研修会
8月 6日	沖縄県介護保険広域連合議会定例会
8月 7日	沖縄県町村議会正副議長研修会
8月 8日	監査職員研修会・議会事務局職員研修会
8月20日	平成30年度決算審査
8月21日	平成30年度決算審査
〃	沖縄県介護保険広域連合議会定例会
8月22日	平成30年度決算審査
8月28日	例月出納検査（航路会計・特別会計）
8月29日	例月出納検査（一般会計）
9月 9日	全員協議会
9月11日	令和元年第3回座間味村議会定例会

9月12日 令和元年第3回座間味村議会定例会

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょうから2日間、よろしくお願いいたします。9月は決算議会でございます、前年度の予算の内容、決算の内容も含めて、しっかりと説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年第3回座間味村議会9月定例会行政報告でございますが、既にお手元にお配りをさせていただいておりますとおりでございます。お目通しのほう、よろしくお願いいたします。以上です。

行 政 報 告

令和元年9月11日

令和元年第2回座間味村議会定例会（令和元年6月17日）以降の主な事項について行政報告いたします。

令和元年 6月18日	さんごユンタク館運営協議会総会
〃	県副知事面談
6月19日	沖縄開発金融公庫玉城課長面談
6月22日	宮腰沖縄担当大臣来訪対応
6月23日	沖縄戦全戦没者追悼式典
6月24日	サバニレースインタビュー取り
〃	拓南グループ工場見学（西原町）
6月25日	座間味村総合教育会議出席
6月26日	座間味老人クラブ総会出席・挨拶
6月27日	久米商船 新造船就航レセプション
〃	離島フェア開催実行委員会総会
〃	離島振興協議・過疎協議会合同研修会
6月28日	サバニレース安全祈願
〃	沖縄県地域振興協議会総会
6月29日	マリリンカップ
6月30日	第30回サバニ帆漕レース
7月 1日	座間味村少年の主張大会
7月 4日	南部振興会理事会
〃	南部市町村会理事会
〃	県町村会理事会・正副会長会
〃	城間氏・古堅氏叙勲受章祝い
7月12日	県産品優先使用の要請
7月16日	臨時議会
7月17日	県町村会総会（離島視察研修）

7月18日	沖縄県町村会総会
7月21日	名古屋水族館座間味村特別展オープニングセレモニー
7月22日	農林水産部との行政懇談会
7月23日	沖縄県消防学校校長面談
〃	沖縄県過疎地域活性化研究会
〃	沖縄県町村土地開発公社理事会
〃	沖縄県国民健康保険団体連合会
7月24日	内閣府との意見交換会
7月30日	那覇警察署 署長表敬
〃	ヨットレース協賛社お礼回り
8月 1日	クジラの骨格展示に関する要請
〃	子育て支援研修修了式
8月 2日	孀恋交流事業 in 座間味歓迎会
8月 5日	宮腰沖縄担当大臣面談
8月 6日	過疎協要請活動（沖縄選出国會議員）
8月 7日	沖縄県町村会政務調査等懇談会（台湾）
8月14日	阿嘉納涼まつり実行委員会面談
〃	観光協会事務打合せ
8月20日	県企画部金城統括官面談（一括船関連）
8月23日	内閣府事務打合せ
8月27日	自治体職員政策形成セミナー事前打合せ
〃	自治会館管理組合決算監査
〃	自治会館決算監査にかかる公認会計士の監査報告
8月30日	県企画部要請（高速船建造支援関連）
〃	南部市町村会理事会
〃	南部振興会表彰選考審査委員会
〃	南部振興会理事会
〃	南部離島振興協議会役員会
8月31日	阿嘉島納涼まつり
9月 1日	ジュニアヨットレース閉会式
9月 2日	米国ホームステイ帰国表敬訪問
9月 3日	南部市町村会 定例総会
〃	南部振興会 市町村長協議会
〃	県市町村課との意見交換会
9月 5日	ツーリズムEXPOジャパン2020沖縄圏域別意見交換会
9月 6日	自治体職員政策形成セミナー講師
9月 9日	映像打合せ（クラウドファンディング）
〃	全員協議会

○ 議長（中村秀克）

これで行政報告は終わります。

日程第5．一般質問を行います。

順番に発言を許します。質問者、答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

おはようございます。2日間よろしく申し上げます。すぐ一般質問に入りたいと思うのですが、前回のちゅら島パトロールの結果の報告をお聞きしたいと思ひまして、まず一番最初に、阿嘉のごみ処理場の生ごみ処理について、その後の処理はどうなっているのかお伺ひしたいのですが、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

おはようございます。まずちゅら島パトロールの前に、垣花太郎議員からは生ごみ処理の件について3月の議会でも御説明申し上げたとおり、生ごみ処理機はEM発酵処理を行い堆肥化し、保管しております。また、生ごみや堆肥が捨てられているという話もありましたが、現在、村のほうで場所を確保して置いているのが現状でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

この生ごみ処理が、前はEM菌を使って肥料にして、農業をされている方に配るという話まで、それを処理しているという形で話はあったのですが、それは今現在はそれをやっていないのですよね。それで私もちょっと確認したのですが、その後生ごみの処理した後のごみがずっと向こうにたまりっ放しなっているのです。かなりの量なのです。それをどう今後処理していくのかというのをゴミ処理場の方にも聞いたのですが、もう1年ちょっとなるのですけれども、それがずっとたまりっ放しだということでお聞きしたのですが、それをそのまま放置するのか。または、ごみ処理場敷地以外にはもう全体置かないということで約束していますので。それでごみ処理場に行きますと、生ごみのにおいがかなりきつい。悪臭がしていますので、多分それにおいではないかと思うのですが、それについて確認をとったことがありますか。お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

生ごみのにおいに関しては発酵処理をする際にEM菌も使っていますので、風向き等によっては道路とかでにおいを感じることもあるかもしれませんが、衛生的には問題ないと考えております。また、堆肥につきましては、現在、村の有地である保安林のほうに置かせていただいております。先ほどもありましたように販売、無償配布についてですが、現在堆肥の販売については販売業務届出が必要となっております。現在そういった登録も必要であることから、基本的には今配付を中止しております。そういった分析をして、登録した後に再度また無料配布等、必要な方にはこちらから配布したいということで、今保安林のほうに置かせていただいているのが現状でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ農業をやっている方にも無料配布ができるような形で、またこの肥料をうまく利用で

きるような形で協力してほしいと思います。ぜひお願いします。

あともう一つのほうです。慶留間島の電化製品の不法投棄についてお伺いしたいのですが、前回無残に放置されていたものを確認したのを御存じですよね。それをどういう形で処理してするか、したのかというものを確認したいのですが。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

前回のちゅら島パトロールの際に、慶留間島の墓地公園の付近にある電化製品のほうを確認しております。ちゅら島パトロール条例に基づいて直接指導を行っているほか、そういった改善命令等は所有者がわかるものに関しては通知をしております。

○ 議長（中村秀克）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

通知をして、まだ処理はしていないということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

処理はされていないと思います。

○ 議長（中村秀克）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

これもぜひ早目に、かなり見苦しいです。もうあの海岸へ行くと、ごみ捨て場なのかと思って。1 人が捨てると 2 人、3 人という形でふえてきますので、その辺は早目に処理するような形でやらないとますますふえていきますので、ぜひ早急をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

行政としての考えとしましては、行政のほう撤去を行うことは考えておりません。村としてはちゅら島条例に基づき、指導・勧告などを実施してく予定であります。原因不明の案件についても、可能な限り、その案件も特定をしていくことが村が行っていく案件だと思っております。また、各区にも環境美化補助金を支出していることから、この辺はまた区のほうにも話をしてどういうふうな対応をしていくか、区とも協議していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひこれは早目に指導した上で、撤去するような形で体制を固めてやってください。

あともう一つは、もう何回も私はこれを出しているのですが、阿嘉島ターミナル前の不法投棄についてです。もう阿嘉島の方がかなり、私たちのそういう不法な車両がもうスクラップ状態で、今もう本当にぼろぼろになっている状態で、以前よりもっと見苦しくなっています。もうこれを見ると観光客もうんざりしていると思うのです。一瞬ごみ捨て場なのかなと、入った瞬間そう思うと思うのです。それを以前からずっ

と私はその話をしていますけれども、一向に前に進んでいないというのが一つありますので、現在どういう形で今どこまで進んでいるのか。その辺をお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

6月議会の一般質問にても回答をさせていただきましたが、まずは私たちもその車両に関しては確認はしております。所有者からヒアリングを行い、5月中には処分を完了するとの話し合いを行いました。その後7月中という話になり、現在ではまたほかの車両がふえているのも確認しております。沖縄県南部農林土木事務所にも速やかに連絡し、南部農林土木事務所の方も村のほうから連絡を受けて、即本人と面談し、ヒアリングを実施しております。そのヒアリングの結果、車両所有者からは、あと2カ月以内には廃車予定ということをおっしゃっております。数年前から廃車せずに放置している経緯があることから、9月末には進捗状況の確認を行います。またその後、廃車手続を行っていなかった場合、沖縄県と連携し、一般廃棄物になるのか、産業廃棄物になるのかで、また手法が変わりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき処分をさせる手続を強制的に行うよう、調整していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひ行政執行でもやって撤去してもらわないと、やはり年数がかなりたっていますので、これはぜひ執行してください。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

ちょっと言葉のあやになると思いますが、村としては行政代執行を行う予定ではありません。あくまでも本人に強制的に処理を行わせるような形で処理をさせていきたいと思っておりますので、あくまでも行政代執行は考えておりません。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これですんなり行く予定なんですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まず1点、行政代執行に関しては、行政代執行をした後に、その行政代執行を行った費用を本人から債権として回収するという方法がありますが、今私たちの沖縄県とも調整をしているところでありますが、その代執行をした後の費用を本人から回収できるかというのがまず一点疑問視がありますので、行政代執行は考えておりません。またその中で、またほかのあらゆる手段、先ほどもお話しさせていただきましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて強制的に処分させるような手法で行っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

わかりました。とにかく早目にできるような形でぜひお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては数年間、この一般質問の中でも議論をさせていただいておりますし、議会以外のところでも担当課と議員の先生方、あるいは地域の方々との意見交換も踏まえてやってきておりますが、先ほど担当課長の松田からも話がありましたとおり漁港内は私たちが管理をしておりますが、沖縄県の漁港でございまして県管理漁港でございまして、県と座間味村でしっかりと連携を組みながらこれまでもやってきました。ただ、財産の問題等もございまして、簡単に処分をすることができないというのが現状だというのはこれまでも御説明をさせていただいたとおりでございまして、粛々と法律に基づいていろいろな段取りをこれまでとってきております。先ほど担当課長からもありました沖縄県だけではなくて、沖縄県ほか関係機関と連携をして廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づいて、粛々と私たちはその対応をさせていただいているところでございますし、また詳細につきましてはなかなか話ができない部分もございまして、その辺は改めてまた次の展開になったときに報告をさせていただきたいと思いますが、しっかりと対応をさせていただいているということはぜひ御承知おきいただければと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3 番 垣花太郎議員。

○ 3 番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひお願いします。まず観光客が一番目にする場所ですので、これは早目にお願いしたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いします。

あと、2 つ目です。阿嘉島の新港の東側にある船等、スロープのほうに関してお伺いしたいのですが、前回、中村 勇議員の一般質問の中に、スロープに関して一般質問の中に入っていましたけれども、そのスロープは何回も、台風が来るたびにでこぼこになってしまうという、今までに4 回ですか、それをずっと修理していて、もう何回やっても同じことが起きているものですから、それが今現在もそのまま放置されている状態になっているものですから。それで、やはり台風のときに船を揚げるのがみんないっしょになってしまうものですから、それもまた潮が満ちたときにしか船が揚げられないと。そこに一つに集中するものですからやはり人間関係が、ちょっとここで小競り合いも出ているものですから、それで一般質問に私は出したのですが、それを前回こういう一般質問の中に出ているのですけれども、まだ全然触られていないのですが、その状況を今どの辺まで、どういう形でこういう整備をするのか、しないのかというのを、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

このでこぼこに関しては、先ほど垣花太郎議員からありましたように前回の議会にて御説明をまずさせていただきました。これは昨年の台風の影響によりスロープのほうが破損している状況であり、ことしの5 月には沖縄県の事業であるものですから、沖縄県のほうが台風の災害査定を受けて承認を得て、7 月に入札を行い、12 月までには整備完了という報告を受けておりました。その流れで計画をしておりましたが、入札が不落によって、現在もまだ業者が決定していないということでもあります。今月、また再度、再入札を行う予定なのですが、県との話し合いでも入札で落札してくれるかどうかというのがまだわかっていませんので、

この辺の落札業者が決定したら速やかに事業を行いたいということであります。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。そこまで進展しているのでしたら、ぜひ早目にお願いします。

もう一つは、屋根つきの保管場所が新港のほうにありますよね。その屋根つきをつくった目的というのは、何の目的で屋根つきのバースをつくったのかというのをお聞きしたいのですけれども、私もちょっとわからないので。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

阿嘉の東側の屋根つきの場所についてですが、用途としては船揚げ場敷という場所になっており、軽微な修繕等を行う敷地となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

そこをやはり専属したバースをそのまま使っている方がいるものですから、やはりこの場所は修理するところとか、そういう指定をしないとやはり早くとめる方が優先だという形になってしまっているのです。やはり周りがみんな不満で、そういう形の苦情が出ているものですから、だからそれをどういう形でやったほうがいいのかというのを、行政のほうもやはり住民争いのないような形で、誰しもやはり屋根つきバースが欲しいですね。ですからそれをどういう形で使ってほしいとか、そういう説明をしてもらいたいとの、やはりもう一つはそこがちょうど船を下ろす場所の道になっているのです。その屋根の下にみんな集中するものですから、上の人たちの船が下ろせないと私たちにも訴えてきているものですから、そこはもう船をとめないような形で、それを行政のほうで指導して行ってほしいと私は思うのですが、この辺についてお伺いしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

垣花太郎議員がお話ししたとおり、確かに住民同士のもめごとは私たちも避けたいと思いますので、私たちも再度、今の船の停泊の現状を確認しながら、船の利用者と話し合いを持ちながら、またこの屋根つきの場所のみならず、今、阿嘉のほうでは巻き揚げ機の問題も村としては抱えていますので、その巻き揚げ機の利用の仕方についてもそういった漁業者、ダイビング業者の皆さんと話し合いながら、次年度の初めには、そういったいい形で再開できるような形に持っていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひお願いします。

あともう一つ、東側のバースの件になるのですけれども、今港の出入りがかなり厳しくなっているのです。これは淡水化の工事が山のほうで行われて、山のほうも完全に道が閉鎖されているものです。下のほうはまた下でサンゴセンターのポンプがだめになっているということで、そこでまたこのポンプがその新港のどこ

ろに横に張っているものですから、かなりこれが住民から「これはいつまでこんな形でそのままにするのか」ということでの話が出ているものですから、それがやはりかなりの段差なのです。また、そこで防波堤のテトラとかいろんなものをつくっているものですから、大型車の出入りから、ごみ処理の車から、そのバースにとめている主の出入りとか、ダイビング業者もここから全部出入りして、これが物すごい段差になっているものが、これはもう1年近くになっているのですけれども、邪魔と言ったらあれなんです、すごい段差があるもので大変車が走りにくいと。それをいつまでこうするのかという話が出ているものですから、その辺をお聞きしたいのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

こちらのほうもその段差がある、道から横断して配管をしているのは確認しております。すみません、垣花議員から1年前とお話がありますが、村に報告を受けたのは4月、もしくは5月ごろだと私のほうでは認識しておりますので、1年前から確認できなかったことに対してはおわびしたいと思います。これは現在、この横断しているものに関しては座間味村漁協のポンプが壊れており、臨時的に配管を引いてポンプで海水をくみ上げているという現状は確認しております。漁協のほうにもいつまでそれを行うかと確認して、9月ないし、10月いっぱいには完了させたいということです、その状況を見ながらまたそれ以上に延びるのでしたら、ほかに対応策、どういった対応ができるかとか漁業と調整して、安全な通行ができるような整備を行っていききたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

では9月、10月ぐらいまでそういう形で返事をしても構わないですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

あくまでも村は、その横断をするのを許可しているだけで、修理に関しては漁協ですので、私たちも再度漁協のほうに確認したいと思っております。その期限が過ぎたら、ほかの手立てがないかということも指導していきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。こういう不自由なところも行政のほうで指導しながら確認して、ぜひ早目にやってほしいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

引き続き一般質問を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。2日間、よろしくお願いします。まず1点目、保育事業所について。10月1日開設予定の座間味かいせい保育園の受け入れ内容について、主に一問一答方式で伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まずこの保育事業所、まだ仮称ですか、座間味かいせい保育園開設に至ったこれまでの経緯を、少し詳しく伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

おはようございます。また2日間、よろしくお願いします。お答えします。ただいま宮平議員からありましたかいせい園に至った経緯でございますが、まず平成24年度にかいせい園が立ち上げて、当時まずかいせい園には高齢者、そして障害者、保育施設といった複合施設、共生施設を目指して一括交付金を補助して、購入開所といった一部補助に村のほう負担して、御存じのとおり開所に至っております。また保育所については、2階の一角を保育園ということで確保して補助金を流した経緯がございます。この保育園については当時、座間味村で既存の保育施設であります民間の保育所と同等の無認可の保育所施設を立ち上げるということで、いろいろこちらのほうも準備をしたのですが、無認可保育所については介護施設が母体の建物となっておりますので、その中で無認可で赤字を出すと、介護のほうから赤字補填となると認められませんという経緯で一度は断念した経緯となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今無認可の話も出ていたのですが、保育園、種類は幾つかあると思うのですが、なぜ今回小規模の家庭的保育にしたのか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ありがとうございます。ただいまの御質問にありました家庭的保育施設ということで、家庭的保育はまず認可の保育の施設の範囲となっております。先ほど資料のほうをお配りしたのですが、保育所にはまず認可の施設が幾つかございまして、資料によりますと左のほうにこちらの要件を書いております。一応また、この家庭的保育事業に関しては認可保育所となっておりますが、またどの子も条件なく預けができる認可外の保育所とは違って、やはり一定の条件、定数で対象となる幼児の数、対処児の歳もございます。一応こちらは左のほうの認可の施設になりますが、まずは要件としては保育を必要とする子供に限定されるということです。定員が5名以下、対象児はゼロから2歳児、こういったようになっており、また運営費につきましては一定の基準の額が、公定価格という国が定めた額がございます。これに対して国が2分の1、県が4分の1といった補助を受けられるような体制の保育所となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

家庭的保育施設という認可保育なのですけれども、受け入れ人数が少ないということで、これまでの認可外保育園との条件が違い過ぎるなどと多くの住民から意見があるのですけれども、なぜその家庭的保育施設は5人以下という、そこでの判断になったのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問、総務・福祉課長にかわって私のほうで答えさせていただきます。実は昨年、それから今年アンケートを実施いたしました。そのアンケートの結果によりまして、就労により保育を1日7時間以上必要とする標準保育というのですけれども、その子供たちが5名程度としか見込みが出ませんでした。そのため座間味村に適した認可保育施設ということで、高齢者施設を運営している民間施設と協議してまいりました。すみません、続きまして休憩をお願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

今、総務・福祉課長から先ほど負担金について国が2分の1、県が4分の1ということでありましたけれども、村の負担金は何の程度なのか。あとあわせて、このかいせい園がその人数で採算がとれるのかどうかというのがちょっと不思議な点なので、お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

先ほど公定価格をお話させていただきましたが、まず年間を通して公定価格が15万7,000円という額に決まっております。単純にマックス5名お預かりして、12カ月で94.2万円を見込んでおります。これの村の負担は4分の1になりますので、国が2分の1、県が4分の1、そして村が2分の1と。そうなった場合は23.5万5,000円、年間村の単費が必要になるだろうと見込んでおります。ちなみに今回、10月開所に向けて9月補正のほうで、こちらの半分程度を今回また補正予算を計上させていただいておりますので、その際はまた審議のほうをお願いできればと思います。またかいせい園のほうに、民間の事業所に至っては、やはりこれ以外に係る必要。やはり投資、ランニングコスト、備品の購入、改修費等ございまして、やはりかなり運営については危惧されているところでございます。お話を聞きますと理事会では、やはりそういった件が出て、今回もまた臨時の理事会を持って方向性を決めたいということ聞いております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

となると、ちょっと数字的に村の負担としては大きいのでしょうか。妥当な線なのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問に私のほうでお答えをさせていただきます。実は先ほど、総務・福祉課長が申し上げま

した15万7,000円というのは最低価格でございまして、これプラス処遇改善、それから保育士の経験年数に応じて、これ以上の支出が見込まれております。今のところ見込みからすると、5名を預かることを安定して保育ができる見込みがたっておりませんで、一時預かりになりますと公定価格が一日2,400円ですので、20日預けたとしても5万円以下になり、一時預かりがふえるとなると安定した経営は難しいと算出しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

現時点での申し込み人数と、あと何人の保育士を採用予定しているのか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

現時点で11名の申し込みがございました。これの内訳ですが、いわゆる標準保育の方が4名、短期の方が4名ということで、非該当者が3名ということで今11名ございます。あと保育士の確保なのですが、直接我々のほうの採用ではなくて民間事業者が採用するということですが、2名の方については確保しましたということで聞いてはおります。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。お隣の渡嘉敷村では、もう既に同じような体制の事例があるのですけれども、何かそういうふぐあいがあったとか、そういう情報があれば伺いたいです。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

渡嘉敷村のほうに我々も少しお邪魔して、お話は聞かせていただいたのですけれども、やはり申し込みをして要件に合わない方が預け入れができないということで、自由に入所できない子供がいるということを聞いております。向こうの渡嘉敷村も同じく認可の保育所となっております。それとあわせて、渡嘉敷村は直営でやっておりまして、やはり人件費、ランニングコスト、施設の維持費等、かなり費用負担が生じているということも耳にしております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

もう御承知と思うのですけれども、今乳幼児、また出産前の御家庭がかなり多いです。今これまでの話を伺っていても、無認可としてこれから建物をつくって、いろいろやるのにはかなりお金がかかると思うので、しょうがないのかという部分もあるのですけれども、これから巢立とうとしている出産前の子供とか、小さいお子さんの御家庭に関して、今後何らかのサポートとか対策があるのか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

うちのほうで幸い、先々月、子育て支援員研修ということで16名の方が資格を取得しております。また

こういった方を活用して、今ファミリーサポートセンターというのがございます。こういったのを村役場内に立ち上げて、コーディネートを通じて支援員を介して預かりをやってもらうというファミリーサポート制度。また、同じく村内に同じように家庭的保育所をもう1カ所増設できればということで考えております。座間味島だけではなくて、やはり同じように阿嘉、慶留間も含めて、トータルで考えていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

今課長が申し上げたファミリーサポート制度なのですけれども、もし具体的にいつごろからできるかというところまで行っているのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これについては予算が生じるということもございまして、今のところめどが立っておりません。ただし担当者とは私とまた詰めて、これに係る補助金とか場所、どういった人材が必要なのかということで話は内々で進めていこうということでやっております。現時点では、開設日とかは未定でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。ありがとうございます。悩んでいる方も多々いらっしゃると思うので、できるだけいろんな方向性からサポートをしていただければと思います。よろしくお願いします。

2点目です。継続質問が2つ続きます。平成29年の9月定例議会でも出したのですが、ドローンの規制についてです。ちょうど2年前の質問でしたが、御承知のとおり年々ドローンの使用がかなり増加しております。日ごろ兼業で港や無人島の近くに行くことが多いのですが、このドローンの使用に関して放置しすぎではないかと感じております。ひどいときは交差点の中心から飛ばしたり、また港内で違うグループと思われる方々が同時に3機も飛ばしている日がありました。港周辺は人も車も出入りが多いところですので、このまま放置し続けては大変危険だと感じております。2年前の当初の課長の答弁では、ほかの先進地自治体があれば参考にして対応したいとの答弁がありましたが、その後何らかの検討がなされたかどうか、伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えいたします。航空法では、御存じのとおり定められているルール以外で例外的に条例を制定している自治体を調べた結果、多数の例がございますが、全部が政令指定都市等の人口集中地区の都市公園が多く、沖縄県内では自治体ではまだ条例等を整備した例はありませんでした。しかし首里城公園等では、公園管理者が撮影許可を得てから使用する規制を行っております。本村でも観光客等のドローンの使用の規制については、今後関係機関の意見を拝聴し、検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

このドローン規制法は2015年9月に成立しているのですが、今課長がおっしゃったように観光

地、近隣離島でも、久米島あたりでも、一部の観光地の規制を行っていますので、どうにかいろいろ探って規制できるような方法を当村でも早目に、問題が起きる前に対応すべきだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

こちら継続質問です。阿嘉駐在所の設置について。こちら平成28年から那覇署へ要望し続けているようなのですが、進展が見受けられないので今回も質問をさせていただきますが、前回も申し上げたのですが、那覇市の管轄自治体は南北大東、久米島、粟国、渡名喜、渡嘉敷、座間味ですが、その中で、有人島で駐在所がないのは阿嘉と慶留間島だと思います。私が調べた限りでは隣の渡名喜村、人口が約450人。阿嘉、慶留間だけの人口が約300人ちょっとだと思うのですが、繁忙期に観光客が入ったときには、恐らく渡名喜村の450人以上は確実にいるのではないかと思います。こういうニーズが多いときには、座間味と阿嘉が同時に何か事件とか事故が起こる可能性もあると思います。島民の安全な生活環境はもちろんなのですが、今駐在している警察官と、また担当の役場の職員とかの負担軽減を考えても、また抑止力としての役割にもなると思いますので、今の状況と今後どのようにして交渉していくか、伺います。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの駐在所の阿嘉・慶留間への配置なのですが、要請活動につきましては毎年継続して行っているところでございます。今回も先月、8月に那覇警察署長へ表敬訪問をしながら実施をしております。その際、那覇警察署長のほうからは警察本部へ要請をしている旨の報告を受けております。しかし、現時点で設置に係る回答につきましては得ておりませんが、村としては土地の確保はできておりますので、引き続き安心・安全な村づくりのために、要請活動について続けていきたいと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

前回の当時の課長の答弁でも、これはもう最優先事項として積極的に進めていきたいという答弁がありました。場合によっては、我々議員も一緒に要請しに行っていけないのかと大きな案件だと思っていますので、一日も早く設置できるように土地の確保はあるわけですから、ぜひ進めていただきたいと思います。私の質問は以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの補足で説明をさせていただきたいと思いますが、総務・福祉課長からもございました、これまで何度も那覇警察署に赴きまして要望をさせていただいております。また、それ以外のいろいろな催し物等も含めて、公式・非公式の場面で那覇警察署長、歴代の那覇警察署長、そして県警本部長にも直接私たちの思いをお伝えさせていただいているところです。またそれ以外でも、いろいろな各種団体、例えば過疎協議会、あるいは離島振興協議会、それから南部離島協等の各種団体の全体として要望の中にも取り入れていただいて、沖縄県警だけではなくて沖縄県のほうにもお願いをさせていただいているところですが、聞くところによりますと、全国で一番110番が多いのは那覇市署らしいのですが、そういったところへの対応とか、あるいは全国的に人員削減がされる。あるいは交番、派出所が削減されていく中でふやすというのは容易なことではございません。重々座間味村の気持ち、要望も理解はしているので、しっかり対応していきますが、容易ではないということは御承知おきいただきたいという旨の発言を非公式でいただいたこともござい

まして、これからも引き続きしっかりと公式・非公式、あるいはしっかりと足を運んで重要性を認識していただきたいと思っております。また、那覇署におきましても認識はしておりまして、地域の抑止力だけではなくて役場の職員、あるいは警察職員の負担軽減のためにもぜひ必要であるという認識は持っておりますので、そういった意味では那覇警察署と連携をしながら、沖縄県警本部に訴えかけていきたいと思っております。議員の先生方も一緒にという話ではございますが、今先方に対してはしっかりと思いは伝わっていると思いますので、いろいろな制度、枠組みの中での難しいところがあるはずですから、必要なときにはまたお願いをさせていただきますが、当面は私、そして県議会議員等を通じて、いろいろな要請滑動を行っていきたいと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。引き続き要請をよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

引き続き一般質問を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

おはようございます。村長のほうから冒頭にありましたように、9月定例議会は前年度の決算議会ということで、私のほうから3月と9月は一般質問を減らして、それで決算、あるいは補正予算等でのまた疑問な点を聞いていきたいと思っておりますので、一般質問は2件にしております。まず皆さん、地域住民からもよく聞かれる、特に座間味、阿佐、阿真区に住んでいる方々、座間味診療所の正面から西側の、要するに村が鉄骨道路をかけた道がありますね。敷地。それを以前、3年前ぐらいですか、ユンボーでそのアスファルト、コークスみたいなやつを剥がした経緯があります。そのとき私、当時の総務課長に、ではもうそこは診療所と仕切って、その橋も撤去したらということをやったら、その後、もちろん撤去されたその地主も困ることだったのかどうか、そのままされて、現在でも多くその道が活用されています。確かに阿真から来る人、あるいは私たちでもそうですけど、うちから診療所にはそこを通っています。それから最近では、その後ろのかいせい園前に事業所ができて、その道を大いに利用しています。私もせんだってここ1週間ぐらい、あえて天気が悪い日、天気のいい日も悪い日も車で通ったり、それから歩いて四、五回見てきました。皆さん、行政としては救急車で、例えば海難事故があったり、ビーチから、あるいは海上からボートで来たときに救急車で搬送されて、どういう経路でその道を通って、あるいはヘリポートなんかに行くときに、どういう形で使っているのか。それからこの敷地はいろいろいわくつきで、以前は村が契約してやっていたけれども、現在では契約しないということでアスファルトを剥がしたということも以前お伺いしました。ところが、この土地は今調べてみると、そのアスファルトを剥がした所有者と現在の所有者と違うように聞いております。そこで今大まかにあらすじを述べましたが、それに関連する等のことを何件か聞いていきます。まず、その3年前にこのアスファルトを剥がした経緯は、どういった理由でそのアスファルトを剥がしたのか。まずそれからお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、まず本用地については平成18年以降、毎年土地地主と1年前の契約で、村のほうがお借りしていた経緯がございます。それで平成29年3月の中旬に、地主から通知書が届きまして、その通知書の中には平成29年4月からは他の方と契約を結びましたということで、こちらの用地のアスファルトを剥いで、更地にして返却してほしいということで通知文書をいただいて、村としてはやはり重要な道であるということで継続できないかということではあったのですが、4月からは別の方と契約したので、更地で元に戻して返却してくださいということでありました。それに答えて村のほうも緊急に予算をつけて、アスファルトを剥いで現状復旧ということで、ご本人へまた文書で元に戻して返却しますというやりとりがございました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ところがですよ、剥がしました。この雨降りの中、非常に雨水がたまってごちゃごちゃしている中で、現在でも使用されています。それはどういった経緯なのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

その当時、アスファルトを剥いだと同時に、いわゆる橋梁にあります鉄板についても私どもも取り外す予定でございました。しかしながら、これまで長年使ってきた経緯もございまして、鉄板については今しばらく残しておこうということで残す状況になりました。これが後は個人的に通ったりになっているのかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ではそれに対して、では村はそのままずっといいのですか。私が聞きたいのは、これはある登記をとったら、地域住民の方からも教えてもらいましたけれども、当時アスファルトを剥がした所有者と現在の所有者は違うと聞いております。そこで、確かにここは貴重な道路でもあるし、貴重な土地でもあります。私が言いたいのは、ここを村として買い取るという考えがないのかどうか。それから冒頭に申し上げたように、皆さんは救急搬送をしている途中に、その回線の前を通っているのか。そこを通っているのか。比率はどのぐらいの形で通っているか。それも含めてお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

まず土地の所有については、実は我々もその用地は重要であるということで、用地購買とまでは行きませんが、まず現状はどうなっているのだろうということで、我々も登記を確認はさせていただいております。登記の内容については、これは個人的なものですので、今回この場では差し控えさせていただきます。あと救急搬送につきましては、主体は消防団のほうと一緒に搬送をやっておりますが、やはり改正の前の道路よりは、こちらの河川上から通って診療所に行くのが多いのではないかと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の総務・福祉課長の話聞いても、やはり重要性は必要。それは我々住民にしても、特にそこはぜひほしい。あるいは、ぜひこの道路を使わなければ、先ほど言ったように急患が発生した場合とか、そこから病院に通院している。あるいは病院に来る方にとっても、非常に貴重な道路、あるいは土地だと思っております。おとといの全協の説明で、副村長は用地の購買の話がありました。買ってくださいという土地があったので、買いますから用地料を掲載していますということがありましたけれども、私はこの土地も、やはりいろいろな経緯があると思いますが、村としては非常に重要な場所、土地、あるいは道路だと思うのです。安心・安全な、やはり患者も一刻を争うときもありますので、その辺を用地交渉人みたいな方を一つ置いて、現在の所有者と立ち会う方向、あるいは買い取る方向性が今皆さんの中であるかどうか。その辺も含めて、お伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問、以前民生課というところがございまして、そこに所有していたときにこの話が出ましたので、経緯を含めて御説明を差し上げたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、村としてはこの道が重要な道と認識しており、地主に引き続き交渉してまいることになっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはぜひ重要です。皆さんおっしゃるように急患搬送もそこを使っている。私の車は皆さんの救急車より小さいのですけれども、かいせい園の前を通ると、ここを通るとでは、まずかいせい園の前か、あるいは事業所の前に車が1台とまっていると車が走りません。何回も遭遇しました。そういう面から含めて、やはり1秒1刻も争うときもありますので、これはぜひ前向きに取り組んでいただきたいと重ねてお願い申し上げます。

続きまして、我が村は観光立村を訴えています。最近、この1カ月ぐらい私もあちこちで酒を飲んだり、あるいは私のおうちに来る人もいますけれども、本村に対する風評が余りにも多すぎる。観光立村を訴えながら、例えばあつてはいけないことですが、島外の人、県外の人、あるいは外国人が事故を起こすということであれば、多少は納得できます。ところが最近の風評、あるいは事故等は安心・安全を売って、座間味村を売るべき事業者、あるいは先ほど言っているように個人情報条例、守秘義務等がありますから、もちろんお名前等は差し控えますが、島を売り込みしなければいけない我々住民が、島の人たちがいろんな風評とか、

いろんな事故等を起こすということがここ1カ月ぐらい、いろいろと耳にしているもの皆さんも御承知だと思いますけれども、島の人が島を売り込んで観光立村だということを大いにアピールしなければいけないのに、島の人が島を汚すということは、本当に観光立村にとっては全く何か相反しているのではないかということで、ただ一見、事件化したことを行政としてはどのように捉えているか。それを一つお聞きします。隣の島からここに来るときに海難事故が起きました。定員オーバーもしているということで、8名、9名ぐらいの重軽傷者も出たと。これは仮に死亡事故でももし起こっていた場合は、本村はもう大変なことになっていたのです。これは事故を起こされている方にそう言うは大変失礼なのですけれども、不幸中の幸いで死亡者も出なかったということで、今非常にいろいろと処理がされているとは思いますが、これに関して私たち住民は、もう怒りはマックスなのです。この矛先をどこにやるかというぐらい、皆さんと飲むたび、会うたび、こういう話がしょっちゅう我々のところに来るもので、私はこのときは島にいましたけれども、夜中からでも電話がかかってくるのです。それで見に行きました。そういうこともあって、非常にどこにその怒りの矛先が行っているのか。私たちがそういう立場なのか。だから来るのか。その辺も図りしれないところもあるのですけれども、今聞きたいのは、例えば陸上で言えば白タクです。海上というのは、確かに渡船、遊戯船、釣り船等の資格があると思うのです。その該当したその船舶に関しては、そういうものがちゃんと満たされていたのかどうか。まず、その辺を皆さんはどのぐらい認識しているか。どのぐらい把握しているか。まず、それからお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

事故の件はもちろん把握をしております。ただ、これは海難事故の場合は保安庁、陸上に関しては警察のほうでやっておりまして、指揮の権限はそれぞれ分離しております。私たち行政といたしましては、その内容を細かく知ることはできませんし、また問い合わせをしたとしても詳細はわからないと思います。ただ、行政といたしましては消防団を預かる部分もございますので、行政職員、あるいは消防団員として事故が起こった場合、あるいは起こらないような、未然に防ぐようないろいろな取り組みはしなければいけないという状況はございますが、今私たちは目の前にある状況にいかに対応していくかというのが、一番重要であると思っております。事故の詳細については私どものほうでは、詳細については承知をしていない。現状としてはわかりますが、また消防団員、あるいはうちの職員に関しましても、その事故の中で見たものについて、村民、それ以外の方々にも口外はしないでくれと。あくまでも捜査の中で聴取があった場合にだけ話をしてくださいという話をさせていただいているところですので、事故についての私たちが知り得る情報についても、ここでは話ができないということは御承知おきいただきたいと思います。思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今村長がおっしゃるように、ただ、先ほど私が冒頭に申し上げたように、ここは観光立村です。我々の予算の中にも観光予算の考え方はたくさんあります。それで何十万円も何万円もかかる調査ではないと思うのです。それを安心・安全のためから、そういった調査も関係機関も含めて、この事故を契機にと言ったら失礼ですけども、やはりそれは本当に安心・安全で、観光客が来る受け入れ体制としては各行政機関、関係機関等も含めて、私はそれはやる必要があるのではないかと思うのですが、どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

この件に関しましては行政、あるいは警察、保安庁は何もしていないわけではありません。例えば、水上安全条例というのは県のほうで設けております。その中でいろいろな資格を取って、いろいろな事業を展開していただきたいということは県の条例で決まっておりますし、水難事故防止推進協議会というものもございまして、それは座間味村、そして那覇警察署と各警察署と各自治体がそういう協議会を持って、いろいろな情報交換もさせていただいておりますし、また沖縄県でつくっている通称「オムスビ」という、沖縄県セーフティービューローというのがありますけれども、そういったところもいろいろな事業所に対して資格を持っているかというのは、警察のほうでも定期的に調査を入れている状況でございますので、行政が何もしていない。あるいは沖縄県、県警、保安庁が何もしていないということではありませんので、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思いますし、私たちの予算の中でも、ではどういった安全対策が立てられるかという話になりますと、規制も含めてここはまた難しいところがございます。保安庁と連携をするところ、県警と連携をするところ、そういったところの中で座間味村が主体となって、いろいろな防止策、もちろん公共施設の事故防止策というのはつくったところがやるわけですから、行政でやるところもあるのですが、今回の話の件に関しまして、座間味村が率先して何をするということではなくて、やはり先ほど話をさせていただいたとおり、県警と連携をして、県条例、あるいは法律、あるいは保安庁と連携をして、そういった関係法令も含めながら、安全対策を講じていく。あるいは、そこに協力をしていくというのが私たちの立場ではないかと理解をしております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では今言うように、これから先もそういったことは村としては、村は非常に、我々もそうなのですが、こういうものはどちらかと言えば隠そうというか、抑えよう抑えよう、あるいは公表しないでおうような機会があるのです。やはりそうではなくて、それはいいのはいい、悪いのは悪い。やはり改めるべきものは改めて、本当に島をよくして、よく観光立村として売るためには、もう一度各事業者も含めて、それに対して認識が必要ではないかと思うのですけれども、最後にそう思うのですが、村長、どうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今回この事故だけではなくて、いろいろな事件・事故がある場合には、特に警察の場合が多いのですけれども連携をさせていただいて、担当課長であったり、担当課長はいませんが、特に消防防災担当課長であったり、消防団長だったり意見交換をしながら、警察、保安庁と意見交換をさせていただいているのが実情としてございます。先ほども話をさせていただきましたが、法に基づいて、私たち行政がやる仕事、警察がやる仕事、保安庁がやる仕事、それぞれやはり分かれていると思うのです。その主体となる機関に、私たちがいかにお手伝いができるのか。一緒に協力をしていくのかというのが、今私たちに与えられたこの件に関しては仕事だと思っておりますので、しっかりとその辺はサポートといいますか、離島ですからお手伝いできる場所はしっかりやっていきたいということがあります。

それともう一つ、いろいろな公表という話がございますが、捜査機関は保安庁であり、県警でございます。私たちはその公表を聞くだけでございまして、直接私たちが行政として聞くのではなくて、公になったものを、私たちも一般の住民の皆様と同じような状況で内容を知るのが現実でございます。私たちのほうから積極的に、その事故についていろいろな形で広報活動をするのは適当ではないと思っておりますし、事

故原因に関していろいろ行政の中で取り組むべきことがあれば、もちろんやっていきたいとは思いますが、私どもの立場としては、今それが現状だと思っております。事故の内容、あるいはこういった詳細があるのか。それに関して私たちから住民の皆さんにお知らせをする立場ではないというのは、改めて申し上げたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

どちらにしろ、これはやはり座間味村の村をアピールする。最初にも言ったように観光立村ですから、もちろん各自がそれは警戒して、この機会に改めていろいろと用心していただければ、ある程度は防げるかと思えますけれども、どちらにしてもこれは本村の観光立村、座間味村はケラマブルーを売っている島でありますから、やはり少なくともそういうことが、今はネットの時代です。SNSの時代で、もう何でも拡散されます。それが非常に怖いところであって、やはりそういうことを含めて絶えずそういうことは皆さんが、私たちも含めてそうなのですからけれども気をつけて、そういうことがないようにこれからはいろいろと何かあった場合には話し合いをして、本当にいい観光立村であることを願って、私の質問をこれで終わります。

○ 議長（中村秀克）

引き続き一般質問を行います。1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

よろしくお願いします。私のほうから3点、質問をしたいと思います。まず初めに、県発注事業の進め方について。要望書の中には治山ダム工事についてだけしか書いていなかったのですが、その前に一点、浄水場の件に関して、進捗状況等を村で把握しているのでしたら質問をしたいと思うのですが、県企業局と県議会、土木環境委員会のやりとりの中で、6月から今月、9月中にかけて、高台の候補地何点かで調査が入るという話を伺っていたのですが、その辺はどのような形になっているか。わかりましたら、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

調査に関しては、7月、8月と調査で何度か来て、回数までは覚えていませんが、県とその受託業者が来ているのは確認しております。その中で村のほうには、今予定している候補の箇所のヒアリング等は村として受けているのが一回だけとなっていて、今現在どこまでその進捗状況がいつているかというのは確認しておりませんが、調査で何回か現地調査に入っているのは確認していますし、村としましてもコンサルト、沖縄県からヒアリングを受けているのが現状でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

わかりました。以前村長も私との議会でのやりとりの中で、私の意見、村長の意見、村の意見等、お互い話をしても平行線のままだと。調査の結果も踏まえて、県議会での動向も踏まえて、その調査結果の中身も精査しながら、キャンプ場候補地が適当なのか、高台が望ましいのかというのを、しっかりと調査の結果を踏まえて検討したいという話を答弁でも言っていましたので、我々もといたしますか、住民も含めてしっかりと調査の結果を考えながら、今後いい形で浄水場建設が進むことを願っています。一点ちょっと確認だけでした。浄水場に関しては以上です。

あと県発注の工事で、今治山ダム、下から見上げましてもかなり悲惨な状況になっているのかと思います

が、県の事業ではありますが、村として今の状況をどのような感じで報告等を受けているのか。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

我々も確かに工事がストップして、大分山肌が見えてきているのは確認しております。この要因としましては、8月2日の大雨により、想定もしていない雨量だったために崖崩れといいますか、崩壊しております。その辺に関して、それからしばらくまた崩れるおそれがあるということで、しばらく工事の請け負い業者にも、うちのほうにも連絡がありましたが、現場には少し入らないでくれということでストップしておりました。ようやく雨も落ち着いて、その事業の新たな災害査定ということで、今災害査定も受けて、どういった工法でやるかというのを調整して、また環境省と今打ち合わせをしているのが県の見解となっております。また、その許可の準備にもう少し環境省からの許可が出るまでに時間がかかるということで、今その許可が出次第、その工法についても確認しようかと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。この事業に関して、多少環境省も気にしているということですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

やはり伐採しますので、その辺の許可とかが必要になりますので、その辺の調整で時間を要する。基本的に時間がかかるものですから、そういったやりとりで、その許可がおりるまでに時間を要するということがあります。例えば災害とかで緊急性を要する場合においても、やはり若干の時間はかかるということです。また新たに施工を開始するのは10月以降になるのかという話であります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

最初の住民説明会の中で話していた事業計画等、その現場の内容等、実際に現場を触ってみて、設計上狂いが出てきているのかとは感じていますが、集落から見上げても真正面で一番住民の目にも、観光客の目にもはっきりと目につく場所です。これ以上悲惨な状況にならないようにも、村のほうとしても県のほうとやりとりしながら、早急にこの事業がいい形で進むようにいってくれたらと思っていますので、ぜひ県の事業だからということでノータッチではなくて、ちょくちょくやりとりをしながら進めていってほしいと思っていますので、よろしくお願いします。

次の質問に移りたいと思います。2つ目の質問ですが、各施設の管理、利用状況についてですが、まず初めにトイレ、座間味島内のトイレに関してですが、展望台を含め何カ所かトイレがありますが、美ら島税を活用して、今清掃は毎日行っていて、きれいに保たれているという話は聞いているのですが、2カ所ほどですか、多少故障等が行った場合に長期間利用できない状況が続いたり等をしているのですが、この質問を上げた際にも担当のほうには状況を聞いたのですが、今もまだ使えない状況なのか、どういう状況なのか。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

ただいまの質問についてお答えします。本村には観光施設のトイレについては、座間味島でチシ園地、高月山園地の2カ所、阿嘉島においてはクシバル（後原）のトイレの施設1カ所となっており、この施設は沖縄県の管理となっております。現在、座間味島のチシ園地のトイレにつきましては、ポンプの故障で水が流れない状況を確認しております。県の担当に確認したところ、村内事業所に修繕を依頼していると回答を得ております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

高月山は今問題なく動いているのですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

高月山については、今は正常に動いております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

今チシのほうはまだ使えない状況だと言っていたのですが、現場のトイレを見ると、全部男女とも小便器を含め、全部使えない状況になっていました。そのあたりの施設を見てみると、これぐらいの小さなポンプが原因かと思っているのですが、その辺を直すのは金額的にも、議員の中にもいますが勇議員あたりが動けば30分で終わる仕事だと思いますので、その辺は速やかに、もう1カ月以上、2カ月ぐらいなるのではないかと思います。あそこまで行ってトイレが使えないとなると、観光客、地元の住民も含めて、大変困った状況になると思いますので、その辺速やかに対応してほしいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

先ほども言いましたとおり、県のほうから修繕を依頼しているということでもありますので、こちらからもまた県のほうに確認して、業者等にも一日でも早くできるように話をしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

もう結構、2カ月ぐらいたったと思いますので、早急に対応してほしいと思います。それまでの間でも、来年大きいほうは別として、バケツを置くなり、小さいほうは利用できるような方法を仮にでもとれたらいいのかと思っていますので、その辺を早急に対応してほしいと思います。よろしくお願いします。

あと、観光施設のほうで古座間味ビーチに関してなのですが、以前から何度か古座間味施設に関して、同じ事業所が何年も何十年も変わらず利用している状況をどうにかできないかという話を何度か質問してきましたが、なかなか改善されませんが、どういう形がいいのか。最近、また別のいろんな噂だったり、お客さんから多々苦情等を、そこで働いている事業所に対して余り聞きたくない話が聞こえてきたりしています。その辺も含めて今後村として、まだまだこのままの体制でいくのか。それとも見直しを考えているのかどう

か。いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

古座間味ビーチの森林体験交流促進施設の運営に関しては、譲治議員からお話がありましたようにさまざまな意見を村としても受けております。今後村としては施設利用や改修も踏まえ、今年度から次年度にかけて利用条件の整備や新たな施設計画についても検討し、国立公園にふさわしい施設整備及び利用のあり方について考えていきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

私が質問をするたびに課長もかわっているのですが、前に進んだり、また一から戻ったりしているのですが、本当に向こうに関してはしっかりと今後見直しをしてほしいと思っております。少しでも変化をつけるために、生活もあることですので、「はい、出て行ってください」とは簡単に行政側も言えないと思うので、外のサービスをしている店舗を、建物の逆の西側にでも店舗数をふやすことによって、逆に争いごとが消えて、お互いいいサービスをしないと誘客できないという好条件にもつながらないかと思うのですが、その辺も含めてどうですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

まず前提にあるのが、事業所の皆さんの生活が第一ということでありますので、私たちも先ほど答弁したとおりでございますが、今年度から次年度にかけて行います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。先ほど私は噂話の話をしましたが、噂もことわざにもありますように、火のないところに煙は立たないと思います。何かあるからこういう噂も出てきておりますので、個人事業主が個人の建物や個人の場所で何をしようが、行政としてそこまでどうこう言えることはないと思いますが、向こうは公共の場です。それなりの人、そこを大事に扱う人がしっかりと村も指導しながら、適当な人が、ちゃんとした人が利用できて初めて、みんなもほかの住民も納得すると思います。以前、阿嘉島の件もありましたが、しっかりと指導すべきことは、ただ噂だからわからないではなくて、何かあるから噂は立っていると思います。実

際に私はお客さんから聞いている部分もあります。お客さんが嘘をついているとは思っていませんので、正直なことを言っていると思うので、実際に本人たちに確認はしておりませんが、お客さんの言っている答えが本当だと思っています。その辺も含めて、しっかりと厳しい指導をよろしくお願ひしたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

その噂という話は私たちもどういう噂なのか、人それぞれいろんな捉え方がありますので、その辺に関してはお答えかねますが、やはり施設の利用のあり方については先ほども答弁したとおりに、今年度、次年度までには確実に条件整備を行いながら、きれいなビーチにふさわしい施設の利用ができるような体制を整えていきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

よろしくお願ひします。この点については以上です。

最後にかいせい園内の保育所についてですが、先ほど清志議員のほうからも質問がありましたので細かい質問は控えたいと思いますが、先ほどのやりとりの中で、今募集定員は5名、実際に申請を出してきた方々は11名という話をされていましたが、村としていろいろ財政上の問題もあるかと思いますが、やはりこの村で子供をどれだけ産みやすく、育てやすく、子育てしやすい環境をつくるかによって、今後の村の人口維持も含めた大きな問題に今後つながってくると思います。そこで、予算をどこに重きを置くかだと思うのですが、多少の財政負担をしてでも、そこに投資すべきなのかどうかという村長の判断もあると思いますが、今回はこの形でスタートしたとして、この問題を考える中で、座間味村子育てプランという調査資料があるのですが、この中に当初計画していた中にも座間味島においては小規模保育所の設立、阿嘉・慶留間地区においては家庭的保育ということがうたわれております。このプランの中身がどれだけの重要性があるのか。当初このような形でつくったけど、今そのときと条件が変わったから、こういう形になったのかどうか。その辺どうなのでしょう。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問にお答えいたします。今お手元にお持ちの子ども・子育てプランのほう、5年に一度の見直しになっておりまして、5年前に検討して作成したと思います。今年度が見直しの時期になっておりまして、前回小規模保育所ということで保育料の見込みをしていたところですが、次回からは家庭的保育のほうに移っていくと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

本来はこの調査をもとに進められていたと思うのですが、この最後のほうの保護者の意見の中にもいろいろと子育てに関して意見が書かれているのですが、この声をしっかりと大事に今後生かすべきだと思っています。この中にも本村は、一点だけ読み上げたいと思いますが、座間味村は観光地で、特に夏場はお客さんもふえて大変忙しくなり、子供を預けて仕事を手伝いたい。安心して毎日預けることができません。一日も早く環境の整った保育施設をつくっていただきたいと。本村は雇用の問題でも不足しているという現状もあ

ります。特に夏場は、一時的にでも人手が必要な時期もあります。そのときも含めて、安心して預けられる場所、もうちょっと枠を大きく持つことで、村にとってもいろんな形でも事業所にとっても、わざわざ一人を雇うのによそから探してきた場合には、宿も必要になってくるだろうし、ある程度の保障も必要になってくると思います。一時的にでも子供を預けて、若い主婦層が働ける環境があれば、お互いにとっていい環境もつくれることにつながると思います。今は、この家庭的保育所でスタートするということですが、今後本当に人数も確実にふえて、次の小規模事業所がもう一つ、枠が10名前後預かれるような形にぜひ、そういう条件になれば、それを速やかに考えてほしいと思うのですが、いかがでしょう。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質問ですが、おっしゃるとおりだと思います。確かに人は不足しておりますし、若いお母さんがパートで働くのはとても大切だと思っております。一時預かりとなると、法に沿ってですと一月就労が3日、リフレッシュ休暇というお母さんの子育て負担を考えてですと1日、緊急の場合は一月15日という縛りがございまして、誰もが一時預かりを充足するとは考えておりません。その中で今考えているのが、家庭的保育の増設です。あと5名が可能であれば、10名までの子供たちを拾うことができます。今の状況では、常に保育を必要とする子供が10名までミスとは考えておりません。さらに、一時預かりの中でファミリーサポートセンターの開設を考えておりまして、この場合、急な用事で子供を預けたいという場合、有償ボランティアになりますが、預けることができるような方策を考えております。このために、5月にファミリーサポートセンター、それから小規模の保育ができる補助員として保育支援員を研修で育てて、16名の支援員が誕生しております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平議会議員。

○ 1番（宮平議会議員）

わかりました。最後に村長から一言伺いたいのですが、今後子供がこの村で生まれて育っていくことで、この村を今後維持していけることにつながっていくと思います。慶留間島でもそうですし、阿嘉島でも児童生徒数が一気に減ってきて、学校の維持も今後考えていかなければいけない。次には座間味島にもつながってくると思います。子供を産みやすい環境、育てやすい環境を今後考えていくことが村の維持につながっていくと思いますので、その辺を村長から一言お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

高齢者福祉、あるいは子育て支援というのは非常に大切な行政の仕事だと認識をしております。ただ、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、この説明の資料で見ていただければわかると思うのですが、ちょっと説明が私も少なかったのかと思った部分は、5名しか入れられることができません。最大5名だという話をさせていただきました。その内容は先ほど課長、副村長が話したように、募集したところ11名に対して、5名ですということです。これはこの施設をつくるに当たって、アンケートといいますか、募集をかけさせていただいたのですが、この子供たちはゼロ歳児から2歳児の子供たちは幼稚園と同じように誰でも年齢に達すれば入れるということではなくて、もちろん公的な資金が国、県、行政からも、座間味村からも入ってきますが、そういったところから認可保育園という施設の名前になってくるのですけれども、これには法律を軸にして、条例・規則の中で、入園の条件が定められております。その11名に、その条例・

規則で決まっている入園の条件を照らし合わせたところ、4名ないし、5名が該当するのではないかとということでございまして、例えば先ほどから話が出ている小規模保育所C型であれば、6名以上10名以下の子供たちが入れる。ですから、ほぼほぼ今入れたいという子供たちは人数的には入れるのですけれども、同じような環境で、例えば所得の状況、両親の仕事の状況、納税の滞納の有無等、いろいろな条件がございますので、その条件を加味したときに、結局は今の条件では5名ぐらいしか座間味村にはいませんということでございます。まずそれは大前提として御理解いただきたい。であれば、では認可外保育所がいいのではないですかということになりますけれども、基本、認可外保育所というのはまずやる人がいるのかどうかというのがありますが、公的な期間からの国・県からの支援はありませんし、この保育料に保護者から1人当たり大体4万円から5万円かかるのではないかと。プラス、逆にまた戻りまして家庭的保育にしても、小規模保育所のC型に関しましては、国・県・座間味村からの補助金が出ますので、所得にもよりますが家庭の状況にもよりますけれども、8,000円から4万円。先ほど言ったように認可外保育所だと4万円から5万円、一般家庭からの持ち出しがあるといういろいろな条件を加味した上で、私どもは家庭的保育施設が適当ではないかということが一つ。それと先ほど話をさせていただきましように、保育支援員を16名、今回誕生させていただくことができました。そういった方々が今回開設するであろう家庭的保育施設だけではなくて、そこに働かなくて、資格を持った人たちが独自で自分の自宅で家庭的保育の施設を開設することができます。1人で開設する場合は3人まで、補助員を1人つけて2人の場合は5名まで、子供たちの面倒を見ることができるということで、そういった形で私たちは行政として民間に国・県の支援を受けながら、補助金を出させていただくことで、まずは5名をつくりたい。その中で独立したい。あるいは今資格を持っている方々が、自分で開業をしたいという方々に対して、またそこにも支援をすることができますので、そういった形で保育の事業を進めていくのが座間味村では適当ではないかという考えに至ったということは、再度御説明をさせていただきたいと思っております。いずれにせよ、先ほどから話をしているとおり譲治議員とも一緒でございます。子供を産み育てやすい地域をつくっていくというのは、行政の真っ当な仕事の一つでございますのでそこはしっかりやっていますが、法律の縛り、あるいは条例の縛りの中で、いかに座間味の子供たちが、あるいは親御さんたちの負担軽減が図れるかというのを、基本私どもも優先に考えた上で行政運営をさせていただいているというのあわせて御承知おきをいただきたいし、またこれからはいろいろな御意見を拝聴しながら、さらに新しく法が変わったり、いろいろな制度が変わっていく中で、より子供たち、あるいは子育ての環境がよくなるような状況がつかれるのであれば、私たちとしてもしっかりとそういう対応をさせていただきたいと思います。

ちなみに、先ほど話をしましたが家庭的保育施設とC型で比べますと、財政の話ばかりは余りしたくないのですけれども、最後に少しだけ話をさせていただくと、5名しかいなくてもC型の場合はそれなりに職員を雇わないといけませんから、財政負担も出てくるということでありますので、今現状に即して何が一番大切なのか、何が一番できるのかということだと思っております。高齢者福祉施設に関しましても、一般論で言えば特別養護老人ホームが村内にあったほうがいいのかもしれませんが、それもなかなかままならず、本村の身の丈に合った形で財政的にも支援ができるような状況で小規模多機能施設をつくったという経緯も含めて、いかに私たち行政の中で、財政だけではないのですが、これから将来を見据えてどういった施設運営、あるいは子育て支援策ができるかというのはしっかりと考えてまいりますので、これからはまた御意見等がございましたら、しっかりと承ってまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。今後も島の子供たちのため、親御さんのためにいい環境をつくっていかねばと思っていますので、よろしくお願いします。以上で私の質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で一般質問を終わります。

これで午前の会議を閉じます。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

これから午後の会議を開きます。

日程第6．認定第1号 平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

では、午後もよろしくお願いいたします。なお、決算認定1号から8号までに関しましては、せんだって行われました全員協議会で詳細は説明をさせていただいておりますので、詳細の説明は省かせていただきたいと思います。

認定第1号

平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額	¥ 2, 1 9 7, 7 5 7, 9 3 2
歳 出 決 算 額	¥ 1, 9 2 5, 6 9 6, 2 3 2
歳入歳出差引額	¥ 2 7 2, 0 6 1, 7 0 0

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		千円 2, 1 9 7, 7 5 8
2. 歳 出 総 額		1, 9 2 5, 6 9 6
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		2 7 2, 0 6 2
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	1 1 0, 6 9 5
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		1 6 1, 3 6 7
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0

平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1 村 税		96,041,000	103,241,492	91,261,463	583,837	11,396,192	△4,779,537
	1 村 民 税	36,496,000	38,495,189	34,009,060	557,037	3,929,092	△2,486,940
	2 固 定 資 産 税	41,261,000	46,691,400	39,290,500	0	7,400,900	△1,970,500
	3 軽 自 動 車 税	3,563,000	3,596,400	3,503,400	26,800	66,200	△59,600
	4 村 た ば こ 税	4,721,000	4,090,003	4,090,003	0	0	△630,997
	5 法 定 外 目 的 税	10,000,000	10,368,500	10,368,500	0	0	368,500
2 地 方 譲 与 税		7,524,000	7,611,000	7,611,000	0	0	87,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,129,000	2,195,000	2,195,000	0	0	66,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	5,393,000	5,410,000	5,410,000	0	0	17,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000	6,000	6,000	0	0	5,000
3 利 子 割 交 付 金		68,000	66,000	66,000	0	0	△2,000
	1 利 子 割 交 付 金	68,000	66,000	66,000	0	0	△2,000
4 配 当 割 交 付 金		111,000	111,000	111,000	0	0	0
	1 配 当 割 交 付 金	111,000	111,000	111,000	0	0	0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		97,000	97,000	97,000	0	0	0
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	97,000	97,000	97,000	0	0	0
6 地 方 消 費 税 交 付 金		17,611,000	17,611,000	17,611,000	0	0	0
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	17,611,000	17,611,000	17,611,000	0	0	0

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
7 自動車取得税交付金		1,988,000	2,199,000	2,199,000	0	0	211,000
	1 自動車取得税交付金	1,988,000	2,199,000	2,199,000	0	0	211,000
9 地 方 交 付 税		874,039,000	882,148,000	882,148,000	0	0	8,109,000
	1 地 方 交 付 税	874,039,000	882,148,000	882,148,000	0	0	8,109,000
10 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分 担 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 使用料及び手数料		78,407,000	79,158,694	78,601,994	0	556,700	194,994
	1 使 用 料	71,695,000	73,318,420	72,781,820	0	536,600	1,086,820
	2 手 数 料	6,712,000	5,840,274	5,820,174	0	20,100	△891,826
12 国 庫 支 出 金		196,975,000	57,919,728	57,447,728	0	472,000	△139,527,272
	1 国 庫 負 担 金	17,473,000	18,375,288	18,375,288	0	0	902,288
	2 国 庫 補 助 金	176,042,000	36,004,400	35,532,400	0	472,000	△140,509,600
	3 国 庫 委 託 金	3,460,000	3,540,040	3,540,040	0	0	80,040
13 県 支 出 金		877,961,000	523,664,942	523,588,942	0	76,000	△354,372,058
	1 県 負 担 金	12,416,000	13,051,497	13,051,497	0	0	635,497
	2 県 補 助 金	831,534,000	476,863,059	476,787,059	0	76,000	△354,746,941
	3 県 委 託 金	34,011,000	33,750,386	33,750,386	0	0	△260,614
14 財 産 収 入		8,823,000	8,652,755	8,652,755	0	0	△170,245
	1 財 産 運 用 収 入	422,000	552,755	552,755	0	0	130,755
	2 財 産 売 払 収 入	8,401,000	8,100,000	8,100,000	0	0	△301,000

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
15 寄 附 金		18,968,000	19,443,800	19,443,800	0	0	475,800
	1 寄 附 金	18,968,000	19,443,800	19,443,800	0	0	475,800
16 繰 入 金		275,752,000	265,250,233	265,250,233	0	0	△10,501,767
	1 特 別 会 計 繰 入 金	169,869,000	160,000,000	160,000,000	0	0	△9,869,000
	2 基 金 繰 入 金	105,883,000	105,250,233	105,250,233	0	0	△632,767
17 繰 越 金		99,389,000	134,858,674	134,858,674	0	0	35,469,674
	1 繰 越 金	99,389,000	134,858,674	134,858,674	0	0	35,469,674
18 諸 収 入		17,380,000	19,358,343	19,358,343	0	0	1,978,343
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	260,875	260,875	0	0	259,875
	2 預 金 利 子	1,000	1,715	1,715	0	0	715
	4 雑 入	17,378,000	19,095,753	19,095,753	0	0	1,717,753
19 村 債		94,851,000	89,451,000	89,451,000	0	0	△5,400,000
	1 村 債	94,851,000	89,451,000	89,451,000	0	0	△5,400,000
歳 入 合 計		2,665,986,000	2,210,842,661	2,197,757,932	583,837	12,500,892	△468,228,068

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 議 会 費		36,381,000	35,902,398	0	478,602	478,602
	1 議 会 費	36,381,000	35,902,398	0	478,602	478,602

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
2 総 務 費		421,839,000	409,591,734	0	12,247,266	12,247,266
	1 総 務 管 理 費	389,292,000	377,790,699	0	11,501,301	11,501,301
	2 徴 税 費	12,427,000	12,171,917	0	255,083	255,083
	3 戸籍住民基本台帳費	14,451,000	14,032,052	0	418,948	418,948
	4 選 挙 費	4,351,000	4,343,049	0	7,951	7,951
	5 統 計 調 査 費	255,000	246,598	0	8,402	8,402
	6 監 査 委 員 費	1,063,000	1,007,419	0	55,581	55,581
3 民 生 費		176,393,000	157,943,817	0	18,449,183	18,449,183
	1 社 会 福 祉 費	152,706,000	134,473,472	0	18,232,528	18,232,528
	2 児 童 福 祉 費	23,687,000	23,470,345	0	216,655	216,655
4 衛 生 費		172,403,000	166,346,386	0	6,056,614	6,056,614
	1 保 健 衛 生 費	91,445,000	88,418,143	0	3,026,857	3,026,857
	2 清 掃 費	80,958,000	77,928,243	0	3,029,757	3,029,757
5 労 働 費		2,592,000	2,590,500	0	1,500	1,500
	1 失 業 対 策 費	2,592,000	2,590,500	0	1,500	1,500
6 農 林 水 産 費		85,495,000	62,843,008	16,296,000	6,355,992	22,651,992
	1 農 業 費	42,836,000	25,252,089	16,296,000	1,287,911	17,583,911
	2 林 業 費	23,152,000	21,411,565	0	1,740,435	1,740,435
	3 水 産 業 費	19,507,000	16,179,354	0	3,327,646	3,327,646
7 商 工 費		113,780,000	97,355,246	10,433,000	5,991,754	16,424,754
	1 商 工 費	113,780,000	97,355,246	10,433,000	5,991,754	16,424,754

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額との比較
8 土 木 費		1,011,811,000	470,273,261	537,270,000	4,267,739	541,537,739
	1 土 木 管 理 費	15,279,000	15,163,289	0	115,711	115,711
	2 道 路 橋 り ょ う 費	44,597,000	26,556,386	17,994,000	46,614	18,040,614
	3 河 川 費	6,996,000	6,663,351	0	332,649	332,649
	4 港 湾 費	849,331,000	338,155,480	511,055,000	120,520	511,175,520
	5 下 水 道 費	32,589,000	31,849,000	0	740,000	740,000
	6 住 宅 費	32,060,000	23,118,948	8,221,000	720,052	8,941,052
	7 空 港 費	30,959,000	28,766,807	0	2,192,193	2,192,193
9 消 防 費		18,386,000	17,858,386	0	527,614	527,614
	1 消 防 費	18,386,000	17,858,386	0	527,614	527,614
10 教 育 費		481,237,000	347,268,183	119,194,000	14,774,817	133,968,817
	1 教 育 総 務 費	214,693,000	156,013,840	48,082,000	10,597,160	58,679,160
	2 小 学 校 費	118,120,000	45,798,367	71,112,000	1,209,363	72,321,363
	3 中 学 校 費	9,330,000	9,171,294	0	158,706	158,706
	4 幼 稚 園 費	110,459,000	108,526,367	0	1,932,633	1,932,633
	5 社 会 教 育 費	3,030,000	2,813,045	0	216,955	216,955
	6 保 健 体 育 費	25,605,000	24,945,000	0	660,000	660,000
11 災 害 復 旧 費		185,395,000	16,659,314	168,694,000	41,686	168,735,686
	1 農林水産施設災害復旧費	2,265,000	2,264,166	0	834	834
	2 公共土木施設災害復旧費	180,684,000	11,971,294	168,694,000	18,706	168,712,706
	3 文教施設災害復旧費	2,000,000	1,979,218	0	20,782	20,782
	4 その他公共施設、 公共施設災害復旧費	446,000	444,636	0	1,364	1,364

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
12 公 債 費		137,381,000	134,251,999	0	3,129,001	3,129,001
	1 公 債 費	137,381,000	134,251,999	0	3,129,001	3,129,001
13 諸 支 出 金		7,045,000	6,812,000	0	233,000	233,000
	2 公 営 企 業 費	7,045,000	6,812,000	0	233,000	233,000
歳 出 合 計		2,850,138,000	1,925,696,232	851,887,000	72,554,768	924,441,768

歳入歳出差引残額 272,061,700円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第2号

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥254,010,038
 歳出決算額 ￥203,560,947
 歳入歳出差引額 ￥50,449,091

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度国保会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	254,010
2.	歳 出 総 額	203,561
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	50,449
4.	（1）継続費通次繰越額	0
	（2）繰越明許費繰越額	0
	（3）事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	50,449
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 国民健康保険税		35,519,000	37,336,625	34,619,191	0	2,717,434	△889,809
	1 国民健康保険税	35,519,000	37,336,625	34,619,191	0	2,717,434	△889,809
2 分担金及び負担金		5,000	0	0	0	0	△5,000
	1 負 担 金	5,000	0	0	0	0	△5,000
3 使用料及び手数料		38,000	36,800	36,800	0	0	△1,200
	2 手 数 料	38,000	36,800	36,800	0	0	△1,200
4 国 庫 支 出 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 国 庫 補 助 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 県 支 出 金		97,556,000	149,882,097	149,882,097	0	0	52,326,097
	1 県 補 助 金	97,555,000	149,882,097	149,882,097	0	0	52,327,097
	2 財政安定化基金交付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 連 合 会 支 出 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 連 合 会 補 助 金	1,000	0	0	0	0	△1,000
10 繰 入 金		34,553,000	17,874,024	17,874,024	0	0	△16,678,976
	1 一般会計繰入金	34,552,000	17,874,024	17,874,024	0	0	△16,677,976
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
11 繰 越 金		42,281,000	42,280,165	42,280,165	0	0	△835
	1 繰 越 金	42,281,000	42,280,165	42,280,165	0	0	△835

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
12 諸収入		351,000	9,317,761	9,317,761	0	0	8,966,761
	1 延滞金及び過料	42,000	42,100	42,100	0	0	100
	2 預金利子	1,000	413	413	0	0	△587
	4 雑入	308,000	9,275,248	9,275,248	0	0	8,967,248
13 市町村債		2,000	0	0	0	0	△2,000
	1 市町村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
	2 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳入合計		210,307,000	256,727,472	254,010,038	0	2,717,434	43,703,038

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		10,456,000	10,352,505	0	103,495	103,495
	1 総務管理費	10,427,000	10,326,065	0	100,935	100,935
	2 徴税費	7,000	5,440	0	1,560	1,560
	3 運営協議会費	22,000	21,000	0	1,000	1,000
2 保険給付金		139,700,000	138,889,976	0	810,024	810,024
	1 療養諸費	114,329,000	113,566,946	0	762,054	762,054
	2 高額療養費	21,999,000	21,961,350	0	37,650	37,650
	3 出産育児諸費	3,362,000	3,361,680	0	320	320
	4 葬祭諸費	10,000	0	0	10,000	10,000

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
3 国民健康保険事業納付金		51,244,000	51,241,354	0	2,646	2,646
	1 医療給付費分	38,783,000	38,782,028	0	972	972
	2 後期高齢者支援金等分	9,202,000	9,201,251	0	749	749
	3 介護納付金分	3,259,000	3,258,075	0	925	925
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
5 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		3,166,000	2,915,368	0	250,632	250,632
	1 特定健康診査等事業費	1,708,000	1,637,478	0	70,522	70,522
	2 保健事業費	1,458,000	1,277,890	0	180,110	180,110
7 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8 公 債 費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公 債 費	2,000	0	0	2,000	2,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸 支 出 金		166,000	161,744	0	4,256	4,256
	1 償還金及び還付加算金	166,000	161,744	0	4,256	4,256
10 予 備 費		5,569,000	0	0	5,569,000	5,569,000
	1 予 備 費	5,569,000	0	0	5,569,000	5,569,000
歳 出 合 計		210,307,000	203,560,947	0	6,746,053	6,746,053

歳入歳出差引残額

50,449,091円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第3号

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥9,169,996
 歳出決算額 ￥8,721,552
 歳入歳出差引額 ￥448,444

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度後期高齢

実質収支に関する調書

区 分		金 額
1. 歳 入 総 額		千円 9,170
2. 歳 出 総 額		8,722
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		448
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		448
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0

平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 後期高齢者医療保険料		5,367,000	5,306,747	4,862,126	0	444,621	△504,874
	1 後期高齢者医療保険料	5,367,000	5,306,747	4,862,126	0	444,621	△504,874
2 使用料及び手数料		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰 入 金		3,561,000	3,853,262	3,853,262	0	0	292,262
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,561,000	3,853,262	3,853,262	0	0	292,262
5 繰 越 金		443,000	442,595	442,595	0	0	△405
	1 繰 越 金	443,000	442,595	442,595	0	0	△405
6 諸 収 入		2,000	12,013	12,013	0	0	10,013
	2 償還金及び還付加算金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 預 金 利 子	1,000	73	73	0	0	△927
	5 雑 入	0	11,940	11,940	0	0	11,940
歳 入 合 計		9,374,000	9,614,617	9,169,996	0	444,621	△204,004

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総 務 費		562,000	547,480	0	14,520	14,520
	1 総 務 管 理 費	561,000	547,480	0	13,540	13,540
	2 徴 収 費	1,000	20	0	980	980
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		8,497,000	8,136,415	0	360,585	360,585
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	8,497,000	8,136,415	0	360,585	360,585
3 諸 支 出 金		305,000	37,657	0	267,343	267,343
	1 償還金及び還付金	305,000	37,657	0	267,343	267,343
4 予 備 費		10,000	0	0	10,000	10,000
	1 予 備 費	10,000	0	0	10,000	10,000
歳 出 合 計		9,374,000	8,721,552	0	652,448	652,448

歳入歳出差引残額

448,444円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第4号

平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥819,227,433
 歳出決算額 ￥813,673,664
 歳入歳出差引額 ￥5,553,769

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度航路会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	819,227
2.	歳 出 総 額	813,673
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	5,554
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	5,554
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 事業収入		617,486,000	660,009,051	638,954,198	0	21,054,853	21,468,198
	1 運航収入	615,470,000	657,243,764	636,188,911	0	21,054,853	20,718,911
	2 営業収益	2,014,000	2,765,287	2,765,287	0	0	751,287
	3 営業外収益	2,000	0	0	0	0	△2,000
2 繰越金		20,273,000	20,273,235	20,273,235	0	0	235
	1 繰越金	20,273,000	20,273,235	20,273,235	0	0	235
5 基金繰入金		241,095,000	160,000,000	160,000,000	0	0	△81,095,000
	1 基金繰入金	241,095,000	160,000,000	160,000,000	0	0	△81,095,000
歳入合計		878,854,000	840,282,286	819,227,433	0	21,054,853	△59,626,567

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 運 航 費 用		507,049,000	492,672,093	0	14,376,907	14,376,907
	1 旅 客 費	2,576,000	2,198,437	0	377,563	377,563
	2 自動車航送取扱費	621,000	471,900	0	149,100	149,100
	3 貨 物 費	658,000	261,200	0	396,800	396,800
	5 燃 料 潤 滑 油 費	182,232,000	181,344,828	0	887,172	887,172
	6 養 缶 水 費	1,760,000	1,573,568	0	186,432	186,432
	7 港 費	3,285,000	2,844,017	0	440,983	440,983
	8 雑 費	1,958,000	1,381,450	0	576,550	576,550
	9 船 費	313,959,000	302,596,693	0	11,362,307	11,362,307
2 営 業 費 用		115,098,000	111,875,182	0	3,222,818	3,222,818
	1 保 険 料	7,555,000	6,483,716	0	1,071,284	1,071,284
	3 船 舶 傭 船 料	2,046,000	1,946,000	0	100,000	100,000
	4 航路付属施設費	3,968,000	3,812,660	0	155,340	155,340
	5 店 費	101,529,000	99,632,806	0	1,896,194	1,896,194
3 財 産 費		10,000,000	10,000,000	0	0	0
	2 積 立 金	10,000,000	10,000,000	0	0	0
4 事 業 税 費		60,000,000	24,334,800	0	35,665,200	35,665,200
	1 営 業 外 費 用	60,000,000	24,334,800	0	35,665,200	35,665,200
5 公 債 費		19,654,000	14,791,589	0	4,862,411	4,862,411
	1 公 債 費	19,654,000	14,791,589	0	4,862,411	4,862,411

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
6 予 備 費		262,000	0	0	262,000	262,000
	1 予 備 費	262,000	0	0	262,000	262,000
8 諸 支 出 金		169,869,000	160,000,000	0	9,869,000	9,869,000
	1 繰 出 金	169,869,000	160,000,000	0	9,869,000	9,869,000
歳 出 合 計		881,932,000	813,673,664	0	68,258,336	68,258,336

歳入歳出差引残額 5,553,769円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第5号

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥98,761,397
 歳出決算額 ￥98,324,687
 歳入歳出差引額 ￥436,710

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度簡水会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	98,761
2.	歳 出 総 額	98,324
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	437
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	437
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 簡易水道事業収入		30,426,000	37,465,178	29,044,028	0	8,421,150	△1,381,972
	1 営業収入	30,426,000	37,465,178	29,044,028	0	8,421,150	△1,381,972
2 財産収入		1,000	67	67	0	0	△933
	1 財産運用収入	1,000	67	67	0	0	△933
3 繰入金		57,539,000	56,247,000	56,247,000	0	0	△1,292,000
	1 繰入金	57,539,000	56,247,000	56,247,000	0	0	△1,292,000
4 国庫支出金		9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	0
	1 国庫補助金	9,000,000	9,000,000	9,000,000	0	0	0
5 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
6 諸収入		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 雑収入	1,000	0	0	0	0	△1,000
7 繰越金		71,000	70,302	70,302	0	0	△698
	1 繰越金	71,000	70,302	70,302	0	0	△698
8 村債		4,400,000	4,400,000	4,400,000	0	0	0
	1 村債	4,400,000	4,400,000	4,400,000	0	0	0
歳入合計		101,439,000	107,182,547	98,761,397	0	8,421,150	△2,677,603

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 簡 易 水 道 事 業 費		61,203,000	59,520,511	0	1,682,489	1,682,489
	1 営 業 費	61,203,000	59,520,511	0	1,682,489	1,682,489
2 公 債 費		40,235,000	38,804,176	0	1,430,824	1,430,824
	1 公 債 費	40,235,000	38,804,176	0	1,430,824	1,430,824
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		101,439,000	98,324,687	0	3,114,313	3,114,313

歳入歳出差引残額 436,710円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第6号

平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥106,607,117
 歳出決算額 ￥106,421,574
 歳入歳出差引額 ￥185,543

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度下水会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	106,607
2.	歳 出 総 額	106,421
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	186
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	186
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 下水道収入		10,600,000	12,565,342	10,639,398	0	1,925,944	39,398
	1 下水道収入	10,600,000	12,565,342	10,639,398	0	1,925,944	39,398
3 国庫支出金		39,517,000	39,517,000	39,517,000	0	0	0
	1 国庫補助金	39,517,000	39,517,000	39,517,000	0	0	0
4 繰入金		32,589,000	31,849,000	31,849,000	0	0	△740,000
	1 繰入金	32,589,000	31,849,000	31,849,000	0	0	△740,000
5 繰越金		3,000	1,719	1,719	0	0	△1,281
	1 繰越金	3,000	1,719	1,719	0	0	△1,281
6 村債		24,600,000	24,600,000	24,600,000	0	0	0
	1 村債	24,600,000	24,600,000	24,600,000	0	0	0
歳 入 合 計		107,310,000	108,533,061	106,607,117	0	1,925,944	△702,883

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 下 水 道 事 業 費		89,277,000	88,394,604	0	882,396	882,396
	1 下 水 道 事 業 費	89,277,000	88,394,604	0	882,396	882,396
2 公 債 費		18,032,000	18,026,970	0	5,030	5,030
	1 公 債 費	18,032,000	18,026,970	0	5,030	5,030
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		107,310,000	106,421,574	0	888,426	888,426

歳入歳出差引残額

185,543円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第7号

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 ￥10,049,992
 歳出決算額 ￥9,947,688
 歳入歳出差引額 ￥102,304

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度漁排会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1.	歳 入 総 額	10,050
2.	歳 出 総 額	9,948
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	102
4.	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5.	実 質 収 支 額	102
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		4,453,000	4,574,862	4,445,157	0	129,705	△7,843
	1 下水道収入	4,453,000	4,574,862	4,445,157	0	129,705	△7,843
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		5,793,000	5,589,000	5,589,000	0	0	△204,000
	1 繰入金	5,793,000	5,589,000	5,589,000	0	0	△204,000
6 繰越金		17,000	15,835	15,835	0	0	△1,165
	1 繰越金	17,000	15,835	15,835	0	0	△1,165
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		10,267,000	10,179,697	10,049,992	0	129,705	△217,008

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 漁業集落排水事業費		6,031,000	5,715,282	0	315,718	315,718
	1 漁業集落排水事業費	6,031,000	5,715,282	0	315,718	315,718
2 公 債 費		4,235,000	4,232,406	0	2,594	2,594
	1 公 債 費	4,235,000	4,232,406	0	2,594	2,594
3 予 備 費		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 予 備 費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳 出 合 計		10,267,000	9,947,688	0	319,312	319,312

歳入歳出差引残額 102,304円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

認定第8号

平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	¥3,380,343
歳出決算額	¥3,361,910
歳入歳出差引額	¥18,433

令和元年8月1日

座間味村長 宮 里 哲

平成30年度農排会計

実質収支に関する調書

区 分		金 額
		千円
1. 歳 入	総 額	3,380
2. 歳 出	総 額	3,362
3. 歳 入	歳 出 差 引 額	18
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質	収 支 額	18
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2 の規定による基金繰入額		0

平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
1 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 分担金及び負担金	1,000	0	0	0	0	△1,000
2 事業収入		782,000	753,768	753,768	0	0	△28,232
	1 下水道収入	782,000	753,768	753,768	0	0	△28,232
3 国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4 県支出金		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 県補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
5 繰入金		2,659,000	2,614,000	2,614,000	0	0	△45,000
	1 繰入金	2,659,000	2,614,000	2,614,000	0	0	△45,000
6 繰越金		14,000	12,575	12,575	0	0	△1,425
	1 繰越金	14,000	12,575	12,575	0	0	△1,425
7 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 村債	1,000	0	0	0	0	△1,000
歳 入 合 計		3,459,000	3,380,343	3,380,343	0	0	△78,657

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済 額 と の 比 較
1 農業集落排水事業費		2,752,000	2,657,864	0	94,136	94,136
	1 農業集落排水事業費	2,752,000	2,657,864	0	94,136	94,136
2 公 債 費		707,000	704,046	0	2,954	2,954
	1 公 債 費	707,000	704,046	0	2,954	2,954
歳 出 合 計		3,459,000	3,361,910	0	97,090	97,090

歳入歳出差引残額

18,433円

令和元年5月31日提出

座間味村長 宮 里 哲

以上、認定1号から8号まででございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明は終わりました。

日程第7．認定第1号 平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

とりあえず歳入のほうからやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

せんだって全協でも、歳入はどうしても大まかに自主財源と、それからその手数料があるのですけれども、これはこの前も話したように、もちろん歳入のほうとしては村民税、固定資産税、軽自動車税ということで、トータルで1,139万6,492円ということがありますし、これは言うまでもなく本村の自主財源、それと同じページの使用料及び手数料、金額としては55万6,700円でそう大きくはないかと思うのですけれども、でも本村にしては、この金額は手数料としては結構大きなウエートを占めているのではないかと、思って、この2つに関して今後、全協でも言いましたけれども、どのような打開策を講じているのか。再度お聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの税の徴収でございますが、まずやはり徴収につきましては、これまで同様現年度分についてはしっかり徴収をしていただいて、いわゆる過年度と言われる滞納分につきましては、こちらのほうでも納税者の方から誓約書をいただいて、これに基づいてしっかり支払いをいただくと。まずこれを基本にさせていただいております。それでもなお支払わない方につきましては、こちらのほうに呼んでお話を聞いたり、状況を聞いたり、事情を確認しておりますが、それを持ってまた支払いをお願いしているところです。さらにそれでもちょっと厳しい。支払いについて応じない方については、物件の差し押さえというのでしょうか。そういったもの等を財産に考えて、担当とまた話す中で進めているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

せんだって話もしましたけれども、我々委員も議員研修会で市町村が出す、ここ10年ぐらいの税率が出てきます。本村の成績が余り芳しくないもので、この10年来、90%以上というのが本村の市町村から出しているデータでは見受けられないものですから、やはり徴収努力をぜひやって、もう何回も同じことを言いますが、これが自主財源ですので努めて何回も同じこといいます徴収するよう、心がけてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

歳入の10ページ、11ページ固定資産税の、全協でも少しお聞きしたというか、話したのですけれども、固定資産税の収入未済額が前年の900万円余りから490万円とかなり減って、約418万円減になっている。これは非常に評価していいと思います。そのときに件数を何うのを忘れていて、この418万円、回収の件数はわかりますか。どれぐらいの件数を回って回収できたかというのが、もしわかれればお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

手元の資料に回収した件数がございますので、現在残っている過年度についての件数等の資料は手元にあります。一応資料によりますと、過年度の滞納が今37件残っておりまして、1期が10万円以上の大口となっているという状況でございます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。喜文議員からもありましたけれども、引き続き回収に努めていただいて、どんどん減っていくようになればいいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、14ページをお願いします。使用料及び手数料、総務使用料の中で住宅使用料です。未収入済額が29万5,100円、これは村営住宅のことですね。これは何件分あるのか。やはり納めるのが義務でありますので、これから徴収チームを立ち上げているということもありますので、対応の内容を見てほしいと思いますけれども、何件分の滞納ということでしょうか。教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

住宅使用料、いわゆる公営住宅でございますが、今回未収が29万6,000円ございます。これは内訳が、実は現年分が約11万1,000円、過年度分が約18万3,000円、この2件の合計が今プールで数字が出ているところでございます。それで、まず現年分につきましては滞納件数が1件ございます。過年度分については4件、現年分が1件、過年度分が今4件の未納となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、これだけの件数であれば、見込みがあるということでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

過年度分につきましても、全て納めていただくということで確約書をもういただいております。この方々についても、しっかり村のほうに期日を守って払っていただいておりますので、一気にとはいきませんが、ちゃんとご本人とお話ししながら、しっかりと期日を守って納めてもらうように努めていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では、よろしくお願いしますと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

同じ 14 ページから 15 ページです。これは衛生使用料に当たるのかな。これは全協でも言ったように、横に行くと調定額が 50 万 8,000 円に対して、収入額が 27 万 1,000 円と。未収入額が 23 万 7,000 円ありますけれども、これは何の未収入額、衛生費でいうと。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

衛生使用料に関しては、墓地の永代使用料の額となっております。

○ 議長（中村秀克）

2 番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

この未収入額の発生した要因は何ですか。ちょっとそれを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

墓地の購入の際に分割して支払いたいという相談もありましたので、そういったものに限って分納して支払っている方もいるのが現状でございます。

○ 議長（中村秀克）

2 番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

では、これは今決算上そう載っているけれども、5 月時点で出納整理月間が終わって締めて、決算を出して、では現在では、もう入ってきているのもあるということで捉えていてよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

そのとおりです。

○ 議長（中村秀克）

2 番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

わかりました。ただ、余りにも金額が 50 万 8,000 円で、入ったのが 27 万 1,000 円ということで、ちょっと目についたのでお聞きしました。では、これからもよろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。では、歳入決算について進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

何かありましたら、また後でよろしくお願いします。

引き続き、歳出決算認定について質疑をお願いいたします。2 番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

いきなり飛びます。44 ページ、45 ページ、塵芥処理費の賃金が 13 万 9,230 円不用額となっているのですが、これはどういった原因でそれだけ余らせているのか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

これはクリーンセンターの職員なのですが、昨年度、夏場のときに本人がお休みをいただきたいということで、その残となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。できるだけ賃金はちゃんと支出していくような感じがいつも思っているものですから、お聞きしました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号 平成30年度座間味村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第8. 認定第2号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

毎回同じことを言いますが8ページ、9ページ、歳入で国民健康保険税、トータルで271万7,434円。そのうちで、4節国保税滞納繰越分のウエートが184万939円と、その中でも一番この金額が突出しているのですけれども、それに対しての具体的な対応策というか、滞納分に対してこれからの取り組み等と、その要因を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

過年度分につきましては、やはり大口の方がおられまして、こちらについては今受給者証をストップしているところでございます。また、やはり病気等にかかった場合にはこちらに相談来られますので、そのときは分納のお願い等をしております。それで、やはりご本人も不安を持つと思いますので、こちらのほうも分納を進めて、お支払いのほうをお願いしているところでございます。いずれにしても、うちのほうもちょっと時間はかかっているのですけれども、ご本人に確認したり、支払いについてはお電話で確認したりという

ことで、声かけをさせていただいております。また中には、これ以外にも実は海外へ出た方もおられます。こういった方については、こちらの事業所の方にお支払いできないかということで、これは全国でもこういった問題が発生しておりまして、そういった方については事業所のほうに出向いて、お支払いできないかという御相談等もさせていただいているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今お聞きしますと、もちろん繰越分がウエートを占めているわけですが、ではその中でこれから先、もちろん今徴収努力も一生懸命やっているということを聞きましたが、取れないというケースもこれから先あり得るということですね。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ございます。簡単に言いますと、行方不明の方、県外へ移住された方。県外に移住された方については、住民票等を追って照会等はかけさせていただいておりますが、また転出先から住民票を置いてそのまま出たというようなパターンもございますので、そういった形で所在がわからないという方は出てくるだろうと見込んでおります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

その場合に、もちろん調定額はあるわけですから、もうこれは取れないというときには、最終的にはどのような形で処理をしようと思っているのですか。そこまでお聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

今、班内では5年をめぐりに行方不明等で経過した場合には、不能決算による処分をしようと考えております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。いずれにしても、追い詰めて取れるものは確実に徴収するよう心がけてください。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

別にありません。

○ 議長（中村秀克）

よろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第2号 平成30年度座間味村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9．認定第3号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じようなことばかり聞きますけれども、特に後期高齢者の場合には年金をもらっている人たちは特別徴収、それからこれの収入済額を見ると、普通徴収の保険料が44万4,621円ということで、当然これは私の理解では、特別徴収ができない。要するに年金等から引き下ろしのできない方々の徴収だというふうに、未納だと理解しているのですけれども、まずそれでよろしいか。

それと同時に、この普通徴収というのは非常に取りづらいもので、ましてや後期高齢者ですから、その方々がその中で取れる見込みがあるのか。先ほどと同じようなことを聞きますけれども、もう既にお亡くなりになっている方もいるのか。要するに聞きたいのは不調の要因と、それからここに44万4,621円あるのですけれども、これが徴収見込みがあるのかどうか。まず、その辺をお聞きます。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

ただいまの御質問ですが、いわゆるこちらのほうはやはり過年度になっておりますが、実は1件は滞納者がございまして、この方についてはこちらからお話を申して、徴収できるように努めているところです。実はこの額の半分以上が、阿嘉のほうで行方不明になった方がおられまして、この方の過年度分が重なっております。これについては御家族からの意向において、不能決算等はまだ我々としても行わないでおうということで、本来であれば2年で不能決算ができるというルールはございますが、御家族の意向を酌んで、

数字的に残しているといった現状がございます。この44万円のうちの半分以上がお一人の方の滞納となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。それからすると、先行きはちょっと厳しいような気もするというふうに我々は理解していてもいいわけですね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第3号 平成30年度座間味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

日程第10. 認定第4号 平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

8ページから9ページにかけての自動車の運賃、収入未済額が129万円余り。平成27年以前の約130万円の滞納もあるということで、全協のときちょっと伺ってはいますけれども、何件分あるかということで今回お答えするという事だったので、お聞きしています。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

お答えします。車両につきましては、平成10年から平成25年までで37件の滞納があります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ではこの約130万円は、この平成10年から平成25年の37件と理解していいわけですね。わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じページの旅客費の382万4,599円の収入未済額というのは、これはどういう内容ですか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

この旅客費の未済額に関しては、台風時とか、船の変更等による差額の払い戻しの額となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

というのは、これはではこれから先、全部支払っていくということですか。ちょっと意味がよくわからないのですけれども。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

例えば、チケットを往復買いました。船が欠航して出ませんというときに、チャーター便で帰りました。復路のほうは使っていないということでのその差額を払い戻しするような形になっていますので、それが欠航した場合の払戻金となっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。いいです。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これはちょっとわからないので教えてください。今度、歳出の16ページ、17ページ、事業税費で356万5,200円という不用額が生じていますけれども、これ内容的にどういったものですか。余り見出しを呼んだだけで、営業外費用、消費税というような形でいろいろ載ってはいますけれども、その3,500万円余りの不用額というのはどういうものか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

これにつきましては、消費税の申告で当初、もうけているというか、売り上げがたくさんある場合に消費税を多く支払うということで、平成29年度は少し多かったものですから、そのぐらいの概算で申請をしていました。それが平成30年度とした場合に、また消費税の今度は精算をするのです。精算をしたときの北那覇税務署からの査定のほうが少なかったものですから、それだけの差額が出ております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ということは、これは簡単に言うと売り上げが少なかったというような捉え方でいいのですか。どんなですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

説明します。極端に言いますと、売り上げが減ったからというものではなくて、税務署に4回申告するのですが、概算、概算で精算をするような形でありますので、年度がまたがる場合もありますので、それで多く概算を支払った場合、精算をする場合は少なくなる。今回が少なくなったので、これだけの差額が出ております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第4号 平成30年度座間味村航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第11. 認定第5号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では6ページ、収入のほう、営業収入、給水収益、収入未済額が842万1,000円余りあります。これは前回、全協で課長のほうに各字とか何件分かということをお願いしていますけれども、その資料ができ

ていましたら、お願いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

収入未済額の内訳としましては、現年度の未収金額が6万8,227円、滞納分が7万7,323円となっております。件数としましては、現年度分、未収金の分が9件、滞納分につきましては50件となっております。その内訳についてですが、現年分に関しては阿嘉島で4件、座間味島で5件。滞納分に関しては、阿嘉島で12件、座間味村で37件、慶留間島で1件となっております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ありがとうございます。だから浄水場施設の管理は主に料金で補っていますので、できるだけ滞納はないように、これからも努めてほしいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

今の件ですけれども、ではそれに対して、みんな同じことばかり言ってきていますが、何か徴収対策を講じているのか。その辺をお伺いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

ことしの4月からは悪質な滞納者、納付期限、分納の誓約をなされている方の約束が守れない方に対しては、給水停止を実施しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では、給水停止をしているということでありますけれども、それに対しての効果は出ていますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

現在のところ給水停止を行った箇所につきましては、全額支払ってもらうか、今、納付期限内に納付している状況であります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

いい傾向ですね。では、これからも給水停止をしたほうがいいかもしれません。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

悪質な未納者に対しては、こちらも強制的に、滞納をふやさないというつもりで給水停止を確実に行って

いきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第5号 平成30年度座間味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第12．認定第6号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では、一つぐらい聞いてみよう。もちろん上下水道は上水も下水も一緒ですから、当然水道料金の何%は下水ということで、もちろん未収金額も少ないではあるのですが、これも金額的、数字的なことは言いません。これも要するに、上下水道と同じような策を講じているということで理解してよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

そのとおりでございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第6号 平成30年度座間味村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13. 認定第7号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第7号 平成30年度座間味村漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第14. 認定第8号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって認定第8号 平成30年度座間味村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

日程第15. 議案第35号 令和元年度座間味村一般会計補正予算(第3号)についてから議案第53号 座間味村税条例の一部を改正する条例についての提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

よろしくお願いいたします。なお、この議案第35号から議案第53号までは、せんだって行われました全協議会において詳細は説明をさせていただいておりますので、その詳細は省かせていただきます。

議案第35号

令和元年度座間味村一般会計補正予算(第3号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村一般会計補正予算(第3号)

令和元年度座間味村一般会計の補正予算(第3号)は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217,613千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,507,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		820,000	52,668	872,668
	1 地方交付税	820,000	52,668	872,668
11 使用料及び手数料		81,035	1,817	82,852
	1 使用料	75,331	1,817	77,148
12 国庫支出金		283,309	4,140	287,449
	1 国庫負担金	19,085	3,340	22,425
	2 国庫補助金	260,738	800	261,538
13 県支出金		549,124	12,121	561,245
	1 県負担金	12,605	989	13,594
	2 県補助金	494,312	11,132	505,444
16 繰入金		97,751	11,000	108,751
	1 特別会計繰入金	44,000	11,000	55,000
17 繰越金		26,500	134,867	161,367
	1 繰越金	26,500	134,867	161,367
18 諸収入		26,686	1,000	27,686
	4 雑収入	26,685	1,000	27,685
歳入合計		2,290,077	217,613	2,507,690

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		35,668	395	36,063
	1 議会費	35,668	395	36,063
2 総務費		370,247	128,692	498,939
	1 総務管理費	331,249	132,640	463,889
	2 徴税費	16,220	△3,948	12,272
3 民生費		157,544	4,412	161,956
	1 社会福祉費	136,639	△7	136,632
	2 児童福祉費	20,890	4,419	25,309
4 衛生費		151,006	40,972	191,978
	1 保健衛生費	76,322	7,008	83,330
	2 清掃費	74,684	33,964	108,648

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農 林 水 産 費		62,681	2,313	64,994
	1 農 業 費	20,278	634	20,912
	2 林 業 費	21,514	1,234	22,748
	3 水 産 業 費	20,889	445	21,334
7 商 工 費		106,478	1,161	107,639
	1 商 工 費	106,478	1,161	107,639
8 土 木 費		704,246	19,738	723,984
	1 土 木 管 理 費	20,105	1,165	21,270
	3 河 川 費	10,055	60	10,115
	4 港 湾 費	232,228	15,544	247,772
	5 下 水 道 費	37,755	1,270	39,025
	6 住 宅 費	294,379	1,699	296,078
9 消 防 費		33,673	1,295	34,968
	1 消 防 費	33,673	1,295	34,968
10 教 育 費		530,281	12,594	542,875
	1 教 育 総 務 費	117,935	4,708	122,643
	2 小 学 校 費	313,002	5,581	318,583
	3 中 学 校 費	9,151	2,100	11,251
	6 保 健 体 育 費	25,313	205	25,518
11 災 害 復 旧 費		656	6,041	6,697
	2 公共土木施設災害復旧費	656	6,041	6,697
歳 出 合 計		2,290,077	217,613	2,507,690

議案第36号

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,546千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 県 支 出 金		102,642	97	102,739
	1 県 補 助 金	102,641	97	102,738
11 繰 越 金		1	50,449	50,450
	1 繰 越 金	1	50,449	50,450
歳 入 合 計		161,880	50,546	212,426

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		10,467	120	10,587
	1 総 務 管 理 費	10,438	120	10,558
2 保 険 給 付 金		93,493	23,226	116,719
	1 療 養 諸 費	80,846	13,100	93,946
	2 高 額 療 養 費	12,635	10,000	22,635
	3 出 産 育 児 諸 費	2	126	128
7 基 金 積 立 金		0	10,000	10,000
	1 基 金 積 立 金	0	10,000	10,000
9 諸 支 出 金		50	11,184	11,234
	1 償還金及び還付加算金	50	184	234
	3 繰 出 金	0	11,000	11,000
10 予 備 費		10	6,016	6,026
	1 予 備 費	10	6,016	6,026
歳 出 合 計		161,880	50,546	212,426

議案第 37 号

令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年 9 月 11 日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 448 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,512 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月 11 日提出

座間味村長 宮 里 哲

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		1	448	449
	1 繰越金	1	448	449
歳入合計		8,064	448	8,512

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		7,958	445	8,403
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	7,958	445	8,403
3 諸支出金		2	3	5
	1 償還金及び還付金	2	3	5
歳出合計		8,064	448	8,512

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度座間味村航路事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,847千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ807,134千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		695,286	6,830	702,116
	1 運 航 収 入	691,500	6,830	698,330
2 繰越金		1	5,255	5,256
	1 繰越金	1	5,255	5,256
5 基金繰入金		44,000	55,762	99,762
	1 基金繰入金	44,000	55,762	99,762
歳 入 合 計		739,287	67,847	807,134

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 運 航 費 用		463,922	60,996	524,918
	5 燃 料 潤 滑 油 費	201,250	13,112	214,362
	9 船 費	250,817	47,884	298,701
2 営 業 費 用		119,739	1,596	121,335
	5 店 費	104,500	1,596	106,096
3 財 産 費		0	5,255	5,255
	2 積 立 金	0	5,255	5,255
歳 出 合 計		739,287	67,847	807,134

議案第39号

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,790千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業収入		31,658	232	31,890
	1 営業収入	31,658	232	31,890
3 繰入金		47,429	7,121	54,550
	1 繰入金	47,429	7,121	54,550
7 繰越金		1	437	438
	1 繰越金	1	437	438
歳入合計		137,891	7,790	145,681

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		98,413	7,790	106,203
	1 営業費	98,413	7,790	106,203
歳出合計		137,891	7,790	145,681

議案第40号

令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮里 哲

令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度座間味村下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,559千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 下水道収入		10,933	104	11,037
	1 下水道収入	10,933	104	11,037
4 繰入金		37,755	1,270	39,025
	1 繰入金	37,755	1,270	39,025
5 繰越金		1	185	186
	1 繰越金	1	185	186
歳入合計		59,492	1,559	61,051

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		38,704	1,559	40,263
	1 下水道事業費	38,704	1,559	40,263
歳出合計		59,492	1,559	61,051

議案第41号

令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		4,663	46	4,709
	1 下水道収入	4,663	46	4,709
6 繰越金		1	102	103
	1 繰越金	1	102	103
歳入合計		10,768	148	10,916

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		6,532	148	6,680
	1 漁業集落排水事業費	6,532	148	6,680
歳出合計		10,768	148	10,916

議案第42号

令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,167千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入		791	7	798
	1 下水道収入	791	7	798
5 繰入金		3,223	123	3,346
	1 繰入金	3,223	123	3,346
6 繰越金		1	18	19
	1 繰越金	1	18	19
歳入合計		4,019	148	4,167

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		3,313	148	3,461
	1 漁業集落排水事業費	3,313	148	3,461
歳出合計		4,019	148	4,167

議案第43号

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例の全部を廃止する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和53年4月3日条例第3号）の全部を廃止する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、幼稚園教育、保育の無償化が実施されるため、本条例を廃止する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第 11 号

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例

座間味村立幼稚園入園料及び保育料徴収条例（昭和 53 年 4 月 3 日条例第 3 号）の全部を廃止する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 44 号

座間味村廃棄物処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について

座間味村廃棄物処理及び清掃に関する条例（平成 7 年座間味村条例第 12 号）の全部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和元年 9 月 11 日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

消費増税及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を一般廃棄物処分手数料に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。また、粗大ごみ処分手数料の徴収方法、用語の修正及び条文の追加をあわせて行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第 12 号

座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例

座間味村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年座間味村条例第 12 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、事業者、住民及び村が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって村における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）

第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(3) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。

(4) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及びこの条例の別表第4に指定する一般廃棄物をいう。

(5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。

(6) 資源化物の再使用 再生利用及び有効利用をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に規定するもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、村の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第4条 住民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、村の施策に協力しなければならない。

(村の責務)

第5条 村は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 村は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び住民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

(地域の清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物の清潔を保つように努め、その地先の道路、側溝等についても清潔の保持に努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川、湖沼その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚さないようにし、公共の場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し又は配布させた者は、その場所に宣伝物が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

4 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(空き地、建物の管理)

第7条 空き地及び建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物を適切に管理して、生活環境の保全上支障が生ずることのないよう努めなければならない。

(飲食品容器等の散乱防止)

第8条 容器入り飲食品等の販売を行う事業者は、空き容器等の散乱を防止するため、購入者等が空き容器等を返却しようとする場合には、その回収に応ずるように努めなければならない。

2 容器入り飲食品等の自動販売機の所有者又は管理者は、空き容器等を回収するための設備を当該自動販

売機に隣接した場所に設置するように努めなければならない。

第9条 村長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認める者に対して、期限を定めて改善するよう勧告するものとする。

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第1項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際してその包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(村民による廃棄物の減量化の推進)

第13条 村民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第14条 村民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(村長による廃棄物の減量化の推進)

第15条 村長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(村長の村民等に対する支援)

第16条 村長は、廃棄物の減量化の推進に関し村民並びに事業者及び地域団体等の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(村長の資源回収業者等への協力要請等)

第17条 村長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第18条 村長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第19条 村長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び一

般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

- 2 村長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出してはならない一般廃棄物)

第20条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は本村の一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別（前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。）が行われていない一般廃棄物
- (2) 適正処理困難一般廃棄物（搬入については別表第4に定めるものは除く。）
- (3) 特別管理一般廃棄物
- (4) 前2号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物
- (5) 粗大ごみ（搬入については可。）

- 2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第4項の許可を受けた一般廃棄物処分業者（以下「処分業者」という。）により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(村民が排出してはならない一般廃棄物)

第21条 村民は、次に掲げる一般廃棄物を、本村若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は本村の一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

- (1) 分別が行われていない一般廃棄物
- (2) 適正処理困難一般廃棄物（搬入については別表第4に定めるものは除く。）
- (3) 特別管理一般廃棄物
- (4) 前2号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物
- (5) 粗大ごみ（搬入については可。）

- 2 村民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者により適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第22条 村長は、前2条により排出又は本村の一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本村の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第23条 法第6条の2第5項の規定による村長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(村民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第24条 村民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、収集運搬業者により又は自ら本村の一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、村長が災害その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第25条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、村長と協議しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第26条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生じる事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況を村長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処分手数料)

第27条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処分手数料として、別表第1から別表第4に定める額を徴収する。

2 村長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料を減額又は免除することができる。

(一般廃棄物処理業等の許可手数料)

第28条 法第7条第1項及び第4項の規定による一般廃棄物処理業並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可証の交付を受ける際、別表第5に定める手数料を納めなければならない。

(手数料の徴収方法)

第29条 前2条に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(報告の聴取)

第30条 村長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第31条 村長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者の資格)

第32条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者のいずれかに該当するものであること。

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると村長が認める者であること。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第27条本則及び第2項の規定は、令和2年4月1日から適用し、令和2年3月31日までは、なお従前の例による。

別表第1（第27条関係）指定ごみ袋等

指定ごみ袋・粗大ごみ・適正処理困難物処理券			
種類			手数料
指定ごみ袋	特大（90リットル）	1パック（10枚）	640円
	大（45リットル）	1パック（10枚）	420円
	小（15リットル）	1パック（10枚）	210円
粗大ごみ・適正処理困難物処理券		1シート（6枚）	2,000円

別表第2（第27条関係）粗大ごみ（指定ごみ袋に入らないもの）

規格		手数料	備考
粗大ごみ（小）	個	400円	分別早見表に区別されているもの。その他それに類するもの及び1㎡未満かつ10kg未満のもの
粗大ごみ（大）	個	800円	分別早見表に区別されているもの。その他それに類するもの及び1㎡以上又は10kg以上のもの
複数のものをまとめたもの（パイプ、板きれ等）	束	400円	分別早見表に区別されているもの及びその他それに類するもので長辺が1m程度になるよう切断し、素材ごとに分けて紐で束ねる。1束10kgまで。

別表第3（第27条関係）搬出を依頼する場合 ※搬出時刻の指定はできません。

品目及び規格			手数料
もやすごみ・もやさな いごみ・粗大ごみ	収集車（2トン以外）	1台につき	2,000円
	収集車（2トン）	1台につき	6,000円

別表第4（第27条関係）適正処理困難一般廃棄物

品目及び規格		手数料	備考
自動車用タイヤ （15インチまで）	個	800円	ホイールは外し、粗大ごみ。 10t車用まで。
自動車用タイヤ （16インチ以上）	個	1,200円	重機、建機等の特殊車両用及びノーパンクタイヤ等の特殊タイヤは受入れ不可。
オートバイのタイヤ	個	400円	ホイールは外し、粗大ごみ。
バッテリー（鉛含有）	個	400円	自動車等に使われているもので鉛の標記（Pb、Lead等）が確認できるものに限る。
バッテリー（鉛なし）	個	1,200円	鉛の標記（Pb、Lead等）が確認できないもの。
給湯器（灯油用）	個	1,200円	屋外設置型

給湯器用灯油タンク	個	1, 200円	屋外設置型
スプリング入りソファ 1人掛け用	個		スプリングは取除いて粗大ごみ（※指定袋に入るものは不燃ごみ）、それ以外は粗大ごみ等。
スプリング入りソファ 2人掛け以上	個		スプリングは取除いて粗大ごみ（※指定袋に入るものは不燃ごみ）、それ以外は粗大ごみ等。
スプリング入りマットレス	枚		スプリングは取除いて粗大ごみ（※指定袋に入るものは不燃ごみ）、カバー、中綿等は可燃ごみ。

別表第5（第27条関係）

区分	手数料
一般廃棄物処理業許可手数料	1件につき 3, 000円
浄化槽清掃業許可手数料	1件につき 3, 000円
許可証の更新及び再交付手数料	1件につき 1, 500円

議案第45号

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年3月25日条例第11号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、手当証書の有効期間及び所得確認等の期間見直しを行う必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第13号

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例

座間味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年3月25日条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中、「8月1日」、を「11月1日」に、「7月31日」を「10月31日」に、改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第46号

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について（平成31年4月1日条例第20号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、幼稚園教育、保育の無償化が実施されるため本条文を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第14号

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例

座間味村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成31年4月1日条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項、第6条第3項、第9条題名、同条第1項、同条第2項、第36条第2項中、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第2条第10項、同条第17項、第6条第1項、同条第4項、第8条、第9条第2項、第13条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条（5）、同条第5項、同条第6項、第14条第1項、同条第2項、第16条第2項、第20条（5）、第28条、第36条第3項、第39条第1項、第42条第1項（3）、第43条第1項、同条第2項、同条第3項、同条第4項、同条第4項（4）、同条第5項、同条第6項、第46条第1項（5）中、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第2条第11項、第6条第2項、同条第3項、第7条、第8条、第10条、第11条、第17条、第18条、第19条、第21条第1項、同条第2項、第24条題名、同条第1項、第25条、第26条、第27条第1項、同条第2項、同条第3項、第30条第1項、第3項、第4項、第32条第2項、同条第4項、第34条第2項、第35条第1項、同条第2項、同条第3項、第36条第1項、同条第2項、同条第4項、第3

9条第2項、同条第3項、第40条第2項、第41条、第42条第1項（1）、同（3）、同条第4項、第47条第1項、同条第2項、第49条第2項、第51条第1項、同条第2項、第52条第1項、同条第2項、附則第3条中、「支給認定こども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第47号

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する
条例の一部を改正する条例について

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例（平成31年4月1日条例第18号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、本条文を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第15号

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例

座間味村支給認定及び保育施設等の利用調整等に関する条例（平成31年4月1日条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名中、第3条第1項、第4条、第5条中、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第48号

座間味村座間味地区及び阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村座間味地区及び阿嘉・慶留間地区給水条例（平成10年条例第6号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を水道料金に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第16号

座間味村座間味地区及び阿嘉・慶留間地区給水条例

座間味村座間味地区及び阿嘉・慶留間地区給水条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項表以外の部分中「超過料金」の次に「を合計し、100分の110を乗じて得た額」を、「に」の次に「、」を加え、同項中「する。」の次に「その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を加え、同項の1の表中「1,449」を「1,341」に、「194」を「179」に、「262」を「242」に、「273」を「252」に、「283」を「262」に、「465」を「430」に、「656」を「607」に改める。

同条第2項表以外の部分中「超過料金」の次に「を合計し、100分の110を乗じて得た金額」を、「に」の次に「、」を加え、同項中「する。」の次に「その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。」を加え、同項の1の表中「1,449」を「1,341」に、「194」を「179」に、「262」を「242」に、「273」を「252」に、「283」を「262」に、「465」を「430」に、「656」を「607」に改める。

第34条第1項及び第35条第3項中「108」を「110」に改める。

附 則

この条例は令和元年10月1日から施行する。

議案第49号

座間味村下水道条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村下水道条例（平成9年3月18日条例第6号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を下水道料金に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第17号

座間味村下水道条例の一部を改正する条例

座間味村下水道条例（平成9年3月18日条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「り」を「る額に1.1を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨て）」に改め、「算出した」を削り、同項の表中「1,014」を「938」に、「135」を「125」に、「183」を「169」に、「191」を「176」に、「198」を「183」に改める。

附 則

この条例は令和元年10月1日から施行する。

議案第50号

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成15年6月30日条例第12号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を農業・漁業集落排水料金に転嫁するため、本条例を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第 18 号

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

座間味村農業・漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 15 年 6 月 30 日条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「1.05」を「1.1」に改める。

別表第 3 項中を次のように改める。

種別	基本料金（1 月につき）		超過料金（1 立方につき）			
	基本水量（井戸水含む。）	基本料金	8 m ³ を超え 21 m ³ 以下	21 m ³ を超え 30 m ³ 以下	30 m ³ を超え 40 m ³ 以下	40 m ³ を超え るもの
一般	8 m ³ まで	938 円	125 円	169 円	176 円	183 円

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 51 号

座間味村船舶運航事業条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、座間味村船舶運航事業条例（平成 26 年 3 月 18 日条例第 11 号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 11 日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、増税分を船舶運賃に転嫁するため、本条例を改定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第 19 号

座間味村船舶運航条例

座間味村船舶運航事業条例の（平成 26 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

【別表 1】

1 旅客運賃（旅客船兼自動車渡船）

貨客船フェリー	2 等運賃
泊～座間味・阿嘉（片道）	2, 150
阿嘉～座間味（片道）	200
泊～座間味・阿嘉（往復）	4, 100
座間味・阿嘉～泊（往復）	3, 690

2 旅客運賃（高速船）

高速船	2 等運賃
泊～座間味・阿嘉（急行）	1, 250
阿嘉～座間味（急行）	100
泊～座間味・阿嘉（片道）	3, 200
阿嘉～座間味（片道）	310
泊～座間味・阿嘉往復（往復）	6, 080
座間味・阿嘉～泊往復（往復）	5, 470

3 旅客運賃（内航路）

村内航路線	運賃
座間味～阿嘉	300
阿嘉～座間味	700

4 手荷物

手荷物		泊～座間味	阿嘉～座間味
受託手荷物		100	20
	自動車、小児用の車、その他道路 運送車両法第 2 条 4 項の軽車両	390	110
	原動機付自転車	790	210
	二輪自動車	1, 580	320

5 普通貨物運賃

容積	規格	単位	単価
品目	1 m ³	1 屯・1	2, 990

普通貨物運賃	重量によるもの	1 屯	5, 4 8 0
〃	面積によるもの	1 m ²	5 3 0
〃	木材	1 石	1, 5 3 0
油脂燃料	ドラム	D/M	1, 2 4 0
主食米		1 屯	5, 4 8 0

6 特殊貨物運賃

品目	規格	単位	単価
電柱		1 m	1 4 0
発電機	原動機付大型	1 台	6, 1 7 0
〃	原動機付中型	〃	3, 8 6 0
〃	原動機付小型	〃	1, 5 6 0
フォークリフト		〃	1 3, 7 2 0
鎮圧ローラー	原動機付小型	〃	4, 3 6 0
〃	原動機付手押型	〃	6 2 0

7 自動車航送運賃

車両の長さ	阿嘉～座間味	泊～座間味・阿嘉
3 m未満	9 0 0	9, 3 2 0
3 m以上～4 m未満	1, 1 3 0	1 1, 7 3 0
4 m以上～5 m未満	1, 3 7 0	1 4, 1 5 0
5 m以上～6 m未満	1, 6 0 0	1 6, 5 5 0
6 m以上～7 m未満	1, 8 3 0	1 8, 9 6 0
7 m以上～8 m未満	2, 0 6 0	2 1, 3 7 0
8 m以上～9 m未満	2, 3 0 0	2 3, 7 8 0
9 m以上～1 0 m未満	2, 5 3 0	2 6, 1 9 0
1 0 m以上～1 1 m未満	2, 7 6 0	2 8, 6 0 0
1 1 m以上～1 2 m未満	3, 0 0 0	3 1, 0 1 0
1 2 m以上	1 m増すごとに2, 4 1 0円を加算	

8 小荷物運賃

小荷物運賃	運賃
種別	泊～阿嘉・座間味
1 0 kg 以下	1 1 0
1 0 kg を超え 2 0 kg 以下	1 7 0
2 0 kg を超え 3 0 kg 以下	3 1 0

第5条中別表を次のように改める。

附 則

この条例は令和元年10月1日から施行する。

議案第52号

座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項1号の規定により、座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

いじめ防止対策推進法の規程に基づき、いじめ防止等のため施策を策定し、実施する責務を有するため本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

条例第20号

座間味村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 座間味村いじめ問題対策連絡協議会（第2条―第8条）

第3章 座間味村いじめ問題専門委員会（第9条―第15条）

第4章 座間味村いじめ問題調査委員会（第16条―第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき設置する座間味村いじめ問題対策連絡協議会等の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 座間味村いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、座間味村いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第4条 連絡協議会は、委員10人以内を以て組織する。

2 連絡協議会の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公立学校の関係者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 村の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 3 会長は、連絡協議会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 連絡協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 連絡協議会は、必要があると認めるときは、連絡協議会に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 座間味村いじめ問題専門委員会

(設置)

第9条 法第14条第3項の規定に基づき、座間味いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第10条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について審議し、答申する。

(組織)

第11条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者

（2）前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(臨時委員)

第12条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を審議させるための必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第13条 専門委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長は、専門委員会の会議の議長となる。

4 委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員（臨時委員が置かれた特別の事項に係る会議の場合にあっては、当該臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に委員以外の者を出席させて、その説明及び意見を求めることができる。

(準用)

第15条 第5条及び第8条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、同条中「連絡協議会」とあるのは、「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 座間味村いじめ問題調査委員会

(設置)

第16条 法第30条第2項の規定に基づき、座間味村いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 調査委員会は、村長の諮問に応じて、法第28条第1項の規定による調査の結果について審議し、答申する。

(組織)

第18条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）前号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(庶務)

第19条 調査委員会の庶務は教育委員会において処理する。

(準用)

第20条 第5条及び第12条から第14条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第12条第1項中「教育委員会」とあるのは「村長」と、「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と、同条第2項中「教育委員会」とあるのは「村長」と、「委嘱し、又は任命する」とあるのは「委嘱する」と、第13条第1項から第3項まで及び第14条中「専門委員会」とあるのは「調査委員会」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会、専門委員会又は調査委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ連絡協議会、専門委員会又は調査委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される連絡協議会、専門委員会又は調査委員会の会議は、第7条第1項及び第14条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、教育長又は村長が招集するものとする。

議案第53号

座間味村税条例の一部を改正する条例について

座間味村税条例（昭和58年3月14日条例第1号）の一部を改正する条例について、議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出

座間味村長 宮 里 哲

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割りの導入による課税標準及び税率等を定める必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

座間味村税条例

座間味村税条例（昭和58年3月14日条例第1号）の一部を次のように改正する。

第81条に次の3項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

（1）救急用のもの

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1）法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1
00分の1

（2）法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 1
00分の2

（3）法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を村長に提出すると

ともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を村長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、村長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8

- 1 村長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

附 則

この条例は公布の日より施行する。

以上、よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第16．議案第35号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

13ページです。衛生費の説明のところのダイオキシン測定費とありますけれども、この測定値は問題なくクリアしたということなののでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

そのための測定となっております。この測定に関しては、昔からある座間味島に関しては溶融炉の中に残っているごみかすというか、焼却灰が残っていますので、その辺の処理を今どうするかということで、そういった引き取り業者に確認したところ、要はダイオキシンの成分によっては受け入れられないということなので、とりあえず測定をしてもらって、その状況を見ながらどう処分するかと考えるといけませんので、まずはダイオキシンの測定を入れたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

すみません、ちょっと私が勘違いしていました。では、これからの測定になるということですね。失礼し

ました。

15ページ、下のほうの港湾費の中の説明の消耗品の上の12番、救命浮環ということだったのですけれども、これは前回私が一般質問で出した港周辺の救命浮環設置の救命浮環と理解してよろしいですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

一般質問のありました浮き輪、救命浮環等の設置とあります。15ページの港湾管理費と14ページにあります漁港建設費に關しての消耗品もその費用となっております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

わかりました。では、これはもう近々に設置できるという理解でよろしいですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

議会追加次第、早急に対応したいと思います。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でもお聞きしましたが、10ページの歳出の総務管理費の委託費、これは去る県議会でもこの問題が出ていましたけれども、会計年度任用職員制度計画策定委託費、おとといも少し聞きましたが、なかなか理解しづらいので、再度説明をお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

本予算につきましては、来年の4月から賃金職員の制度が変わりまして、これに伴って条例をしっかりと整備をしないとイケないと。現条例では賃金職に対して、ただ1日お幾らですということで、例えばお休み、有給についての定義とか、そういったのが全くございませんでした。これを執行するに当たってしっかりと条例を制定して、我々職員、本職のほうでも条例で制定されておりますので、同じような形で賃金職員を任用職員ということで移行するための条例の整備の委託となっております。条例制定が主になる委託の事業となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では、これに対してその委託職員なんかは賞与等も発生するのですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

この任用職員につきましては大きく2つございまして、まずフルタイムで8時間で働く臨時職員。それより短い、パート的な臨時職員。まず、大まかに2つの体制になります。このフルタイムにつきましては、

我々と同様に将来は退職金の制度がございます。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。続いてよろしいですか。きょうの朝の一般質問とも若干関連しますけれども、同じページの用地購入費で650万円。阿真地区という話は聞きましたけれども、どのあたりか。もし差し支えなければ、お教え願えますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

それでは私のほうでお答えさせていただきます。阿真の集落内にある土地でございます。雑種地になっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。できるだけ、今は土地、建物が次々買われたり、売られたりしています。ちょっと話はずれますが、先だってあたりに先島のある、竹富町でしたか、入島税が300円とテレビでやっていましたが、その首長いわく、その300円は当然環境も含めてなのですけれども、島外に土地を売らない。その町で確保するという名目で言っていたのです。ですから、私が朝から言っているようにそういう面でも、本村にもそういうふうにできるだけ土地は売らない。土地は村で確保すると、たまたまこれが載っているものでその話に触れましたけれども、そういうコメントがありました。本村もそういう形で、何かできればいいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今の竹富町の話でございますが、本村が今いただいている100円は入域税、法定外目的税でございます。竹富町が行っているのは環境省所管でつくられた法律の中で取る入域料でございます。入域1回につき300円を、あちらの料は任意で支払っていただけますかと。払わなくてもいいという状況です。その辺が大きな違いでございますが、今、入島税という形で法定外目的税を1人当たり100円いただいている状況でございますが、この料金を上げる、下げるというのは慎重にならなければいけないのかと思っております。ただ、条例の中でも、これまでの説明会の中でも初期の目的を達成した場合には、料金の改定、それは安くする、なくす、あるいはふやすということも考えられますということは説明をさせていただいておりますので、その都度考えていきたいと思いますが、土地を買うという大きな目的も、税で賄おうとした場合には、どれだけの土地が必要で、あるいはその土地を購入するためにはどれだけの予算が必要であるという、ある程度の目ぼしがつかないと、もくろみがつかないと税率に反映することができません。これは量でも一緒だと思うのです。そういった大きな買う目的、あるいは買う金額等がわかればいいのですが、今の時点でそういったことがわからず、現在も補正予算で今回用地購入をさせていただきますけれども、これも突発的に出てきたものでありまして、場所的にも非常に村外、あるいはいわゆる外資の資本が入ってくることに對して、非常に心配をする村民の気持ちを含めて購入をさせていただくということでございますので、その入域料に関しては今すぐ取りたいということはございませんし、その竹富町の動向も含めてしっかりと注視をしてい

きたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

私が言いたいのは、とりあえずそういう例もありますということで、今村長がおっしゃるようないろいろな参考にしなが、ただ、やはり島の土地、島の財産はよそに売りたい。買わせたくないというのは、我々、ずっと島に住んでいる人の思いであるものですから、あくまでも参考までにということで、必ずしもそれを取り組みなさいということではなくて、そういうのを今おっしゃるように、これからよその町村のほうも見ながら検討してはどうかという話で、必ずしもそうしなさいということではありませんので、参考までにということで申し上げただけです。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

今の用地の件ですが、今村長の説明の中であった、面積がどれぐらいなのかと集落内ということですので、これを購入して、今後村として何らかの有効的な活用ができる場所なのか、お願いします。650万円という決して安い買い物ではないですので、今後の活用方法も含めて考えがありましたらお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

まず場所からがいいですか。場所は番地で言いますと、阿真24の2番地でございます。休憩をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

番地は阿真24の2番地ございまして、426平方メートル、約130坪でございます。前々年度ですか、購入させていただいたキャンプ場隣接地を今、開発といいますか、いろいろなことで活用させていただいておりますが、それと同じように、例えば教員宿舎であったりとか、定住促進とか、いろいろな形で計画を立てていきたいと思いますが、細かい計画は実はまだ立てておりません。このお話をいただいたのも1カ月になるか、ならないかということでございまして、ただ今回の議会で提案をしなければ、ほかの方に買われる可能性もあったということで、今回の議会で補正予算を計上させていただきました。もちろん公益に資するためにこの土地は有効活用をしたいと思っておりますが、詳細が固まり次第、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

わかりました。今後有効的に村の財産としてうまく活用できるように、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

13ページの農業費です。今の阿嘉島の青年団で、シークワサー農園ということですからかなりプロジェクトを組んでやっていますけれども、この補正のほうはどういう形、それが組まれてはいるのですけれども、そういう話、申請とかは何かなかったのですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

そのシークワサーの件については、住民の方から相談がありました。がしかし、本人にはお話ししたのですが、座間味村の補助金交付規程に基づいたら、今の状況では補助金として流せる根拠がないと。やはり我々としては、条例で定められたとおりのことを行ってもらわないとなかなか許可することができないということなので、私のほうからお断りはしております。本人に今後どうすればいいかというのは、また今後しっかりと話をして、農業ができるような環境を支援していくつもりではあるとは本人には伝えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

本人たちもかなり大きなプロジェクトを組んで、5次産業まで考えていますので、土地も確保をしている段階ですので、その辺はやはり行政のほうで細かくできればアドバイスをしてほしいと思うのですけれども、その辺について伺いしたいです。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今回もお話を確認させていただきました。まず基本的に、書類がそろっていないということ。もう一点は、そういった団体ではなく個人で動いているということなので、その住民の方としてはやはり組織として動きたいという、みんなで、地元の方で動きたいということがあったので、やはりそういったことであって補助金を受けるのであれば、ぜひそういった団体等しっかりと固めて、条例に基づいた、交付規程に基づいた手順で補助金交付をするなりということは、我々のほうからは指導はしております。また、それ以外にもいろいろ国・県の農業施策がありますので、その辺も手助けをしながら、一緒に行っていこうということは本人たちにも伝えております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

わかりました。ぜひ成功させるような形でアドバイスをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

その件に関しましては、私も相談を受けさせていただきました。担当課長とはまだ話をしておりませんが、詳細についてはまた調べさせていただきたいと思っております。ただ、私といたしましても一番産業の中で

弱いのが、本村においては農業だということは重々承知しておりまして、できるだけ支援をしていきたいということ。それと意思疎通の中で、やりとりの中でお互いに勘違いもあったかと思っております。本人いわく、この準備をしていた書類で補助金が受けられるものだと思っていたところ、ぎりぎりになって書類が足りないとか、体制が足りないという話を聞いたので、自分としてはもらえるものだという前提で動いていたので、非常にショックであるという話も伺っております。それに対して私たちが、そう受けとめられるような対応をしてしまった部分もあるのではないかと考えておりまして、そこに関しましては担当に対して、しっかりと検証をして次につなげていくようにという話をさせていただいているのが一つと、御本人においても、今回に関しては私ももらえると勝手に思っていたところもあったのかもしれないので、ただこれから若い人たちがこういう農業をやっていく上で、あるいは新しい産業を起こしていこうとしたときに、行政側がもっと寄り添っていただいてやっていただければ、例えば私の勘違いだったのかもしれないけれども、もうちょっとこういう書類がいついつまでにほしいということを言っていいただければ、その対象になっていたのかも知れないという話もあったものですから、その話はしっかりと一般住民の皆さんの意見として受けとめて、行政運営、あるいは農業の振興といいますか、産業の振興に資するように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

全協でちょっと聞き漏らしたので聞きます。11ページの総務管理費の総合センター費の中で、歴史文化・健康づくり拠点施設展示室委託費495万円、これはどういう委託費の予算ですか。教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平壮一郎総務・福祉課長。

○ 総務・福祉課長（宮平壮一郎）

これは座間味港で今建設しているビジターセンター内の1階の、ちょうどエントランスを過ぎて突き当りに展示室を設ける予定です。ただ、今の現状では、ただ壁があって部屋があるということで、これで村の歴史がわかるような壁面にちょっとヒストリーを書いたり、いわゆるサンゴセンターにある壁みたいなものをつくって、展示室をしっかりと整えよう。その中で村の歴史をお伝えしたりとか、あと図書コーナーを設置して、そこで村政を読んだり、村の発行している冊子等が読めるようなコーナーをつくったりとか、また季節にあった展示物が設置できるようなショーケース等が設置できないかということで業者と詰めております。今回予算が通ったら、その辺を年間を通しての展示場と、また季節を通しての展示場、そういったつくりをやるということで予算計上をさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よくわかりました。これは必要だと思いますので、いいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

少し飛ぶのですが、17ページ、10款教育費のほうで学校管理費の中で修繕費。全協の中でクーラーの設置という説明があったのですが、座間味、慶留間もですか、何機ずつを予定しているのか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

お答えします。まず、237万9,000円の座間味校に関しましては、クーラーを小学校等へ4機。そして、慶留間小学校の修繕費90万円に関しましては、水銀灯の取りかえとなっております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 宮平譲治議員。

○ 1 番（宮平譲治議員）

わかりました。座間味校のほうからは、ずっとクーラーの設置の要望があり続けていたと思います。少しでも子供たちの環境の整備に今後もよろしくお願いします。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

今、譲治議員と同じところで、この修繕費の中にはクーラーの代金と、教室を少し改装というか、壁をつくるような費用も含まれているのですか。

○ 議長（中村秀克）

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

ブラインドを設置しようと考えております。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村 悟教育課長。

○ 教育課長（中村 悟）

修正します。ロールカーテンを設置する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

6 番 宮平清志議員。

○ 6 番（宮平清志議員）

ロールカーテンですね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

おとといも説明を受けたのですが、私がメモの中身も非常にわかりづらく書いているので、もう一回お聞きします。衛生費、清掃費、塵芥処理費の手数料3, 239万3, 000円と。何かこれは廃棄物の運搬費だと聞いたのですが、廃棄物とはどの廃棄物の運搬費なのか。もう一度教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

これに関しましては、座間味クリーンセンター、阿嘉クリーンセンター内のいわゆる不燃ごみの搬出の手数料となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。これは我々も、以前から一般質問でもそれは結構上げていましたので、ひとつよろしくお願ひします。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

同じ質問でした。せっかくですので、これは座間味、阿嘉のクリーンセンターということですが、何か持ち出しをするためにはバージとかも利用するわけですね。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今のところバージの予定はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

わかりました。終わります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

飛びます。15ページ、（一括）座間味村観光イベント施設整備事業、この整備事業という内容を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

今、座間味港西側のほうに建設しております施設のそばにステージを設置する予定となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2 番（宮平喜文議員）

結構な金額なものですから、上等なステージができるでしょうね。わかりました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 5 号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 3 5 号 令和元年度座間味村一般会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 7. 議案第 3 6 号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 3 6 号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第 3 6 号 令和元年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 8. 議案第 3 7 号 令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第37号 令和元年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第38号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

まず歳入の部で、フェリーざまみ、クィーンざまみ、もちろん内航路もありますけれども、この補正増というのは客がふえるということですか。それとも消費税絡みということ。どちらなのか、教えていただけますか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

10月1日よりの消費税増となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。

では、歳出の8ページ、同じくフェリーざまみ、クィーンざまみ、内航路と、燃料潤滑油費が歳出で上がっていますけれども、これはどういった経路で、これも消費税、それとも燃料の単価で足りないからという形のもののなのか。

○ 議長（中村秀克）

糸嶺直生船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（糸嶺直生）

当初見込んでいた単価よりも、5月から高くなったということと消費税増により、再度計算し直しての補正となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。

○ 議長（中村秀克）

進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第38号 令和元年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第20．議案第39号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

では、一件だけ聞きます。7ページ、最後のページ、修繕費で579万4,000円、これにかかわるものだと思いますけれども、水道資材代とか管路工事、現場管理、関連して、この前の説明では、これは海水か淡水かの浸透膜の交換だと聞いていますが、この海水か淡水かの浸透膜とは、過去の議会でも何回か聞いたことはあるのですけれども、この浸透膜の交換は何年に1回ぐらい行われますか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

浸透膜につきましては使う頻度にもよりますが、基本的に三、四年に1回のペースになってくると思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

わかりました。それにかかわるのが、この水道資材とか管路とか、これも全部関連して一緒に捉えてもいいですか。それとは工事はまた別々ですか。

○ 議長（中村秀克）

松田 力産業振興課長。

○ 産業振興課長（松田 力）

修繕費に関しては、先ほどお話ししました階段の丘、また中継ポンプ上等の修繕が入っています。その修繕の要因といたしましては、梅雨時期に施設に雷が落ちたと考えていて、機器等が不良となっていますので、そういったものの取りかえとなっております。また資材代に関しましては、簡易水道の当初予算でも管路予算の組んでおりましたが、管路工事に伴い各世帯のメーターの入れかえも行うということで、これはメーター代を計上しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

よくわかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 令和元年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第40号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

進行します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 令和元年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第41号 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

進行いたします。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４１号 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第４１号 令和元年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

日程第２３．議案第４２号 令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第４２号 令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第４２号 令和元年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

散 会（午後３時３１分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 中 村 勇

署名議員 宮 平 清 志